

出席議員(18名)

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
町民環境課長	日置幸枝	君
健康推進課長	佐藤正人	君
福祉課長	佐藤潤	君
子ども家庭課長	工藤昌之	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	熊谷英樹 君
商工観光課長	天野敬 君
都市建設課長	池田清勝 君
上下水道課長	平間一行 君
危機管理監	平間信弘 君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則 君
教育総務課長	小林威仁 君
生涯学習課長	大宮かつ子 君
スポーツ振興課長	杉本龍司 君

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

---

事務局職員出席者

議会事務局長	大山 薫
次 長	高木 信孝
主 幹	今野 裕介
主 事	佐藤 麻美

---

議事日程 (第2号)

令和6年3月4日(月曜日) 午前9時30分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 大坂三男 議員
- (2) 平間奈緒美 議員
- (3) 吉田清 議員
- (4) 吉田和夫 議員
- (5) 加藤滋 議員

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番平間幸弘君、10番桜場政行君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には、議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問、答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、13番大坂三男君、質問席において質問してください。

〔13番 大坂三男君 登壇〕

○13番（大坂三男君） 13番大坂三男です。大綱1問、質問させていただきます。

**新図書館建設と財政運営について問う。**

広報しばた2月号の町長コラムフットワークで、令和6年度の予算編成に腐心している様子が記されています。議会にも歳入見込みと各課からの予算要求額との間に約35億円もの乖離が生じていることが公表されました。

おそらく電気料や資材の高騰、人件費の増加などが影響していると考えられますが、それでも昨年の予算編成時に聞いた不足額は約19億円だった。今年は約35億円と、その乖離幅が年々拡大していることが大変気になるし、心配でもある。

ますます人口が減少し、特に若年人口が急激に減少していくことが予測されています。今後税収の増加が期待できなくなれば、総合体育館や新図書館、さらに学校給食センター等の大型プロジェクトの建設費など、その後の管理運営費の確保にも影響が出るのではないかと、懸念される。

しかし、長年待ち望んでいた柴田町新図書館基本構想（案）が12月に示され、3月1日にはプロポーザル方式で設計業者が選定されるまで進んでいる。

文部科学省生涯学習審議会図書館専門委員会が示した「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、柴田町規模の図書館の蔵書数は17万冊とされている。

住民からの期待が大きい新図書館だけに、ぜひとも3万7,000人の柴田町にふさわしい17万冊の蔵書を持ち、他の自治体にも一目置かれるような魅力的な図書館を建設すべきである。そのため、17万冊の蔵書を持つ新図書館を建設するにあたって、今後、詰めていかなければならない課題や、持続的に図書館を運営していく上での財政上の問題について伺う。

1) 令和6年度の予算編成について。

①令和5年度当初予算要求時点での約19億円の乖離が、なぜ、令和6年度当初予算要求時点で約35億円に拡大したのか。その要因は何か。

②予算編成作業においてどのような調整を行ったのか。削減調整にあたってどの分野の削減が大きかったのか。

③令和7年度以降で新たな歳出増加の圧力となる案件はあるのか。

2) 基本構想案に住民の意見は反映されたのか。

①5つの基本理念を柱とした今回の基本構想案に住民の声は十分に反映されたと思うか。どのような手法で住民の声を聴いたのか。

②基本構想案について、町長が当初思い描いた図書館のイメージと一致するのか。

③基本構想案に関する説明会はいつ頃行う予定なのか。

3) パブリックコメントについて。

①今回寄せられたパブリックコメントの数と主な内容について3件ぐらい挙げていただきたい。

②寄せられたパブリックコメントについて、町長はどのような感想を持たれたのか。気になる点はあったのか。

4) 新図書館の蔵書数と延床面積について。

①国への都市構造再編集中支援事業の補助申請の際には確か、図書館建設費が13億5,000万

円で床面積が2,500平方メートルだったと記憶しているが、議会への情報提供資料の新図書館設計者選定プロポーザル実施要項の対象施設の概要には、延床面積は1,500平方メートル上限となっている。その理由を伺う。

②基本構想案の蔵書冊数は8万冊目標となっている。「図書館なび」によると、名取市図書館の蔵書数は約15万冊、岩沼市図書館は約20万冊、亶理町立図書館は約14万5千冊、角田市図書館では12万4千冊、白石市図書館は13万8千冊の蔵書数となっている。柴田町が8万冊ではあまりにも少ないのではないか。「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で示された17万冊を目標値とすべきではないか。

③現在の図書館の運営費はどのくらいか。そして目標を17万冊、延床面積2,500平方メートルとした場合、人件費、本の購入費、施設の維持管理費等の運営費はどのくらい増加するのか。

5)基本構想案の基本方針1では「誰にでも利用しやすく、心安らぐ居心地の良い図書館」にするとしている。多くの人に図書館を利用していただくためには、新図書館とのアクセスが重要な要素となる。令和5年度12月会議に移動図書館の導入について提案したときは、実施は難しいとの回答であったが、免許証を返納する高齢者の増加、槻木地区などの遠い地区の利用者のためにも、送迎バスの運行やはなみちゃんGOの利用券の配布などの方策を考えるべきではないのか。

6)図書館建設計画の延長について。

①多くの住民が期待し、県内でも誇れる図書館建設が財政上困難であれば、建設計画を1～2年延長してはどうか。その場合、どのような問題が生じるのか。

②新図書館の規模や面積について現在の図書館とさほど変わらない中途半端な図書館となるなら、あえて財政が逼迫する中、急いで建てる必要もないのではないか。財政が好転するまで先送りする考えはないか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大坂三男議員、新図書館に関する財政運営等もありますので随分ありますが、随時お答えをします。

まず、6年度の予算編成であります。

歳入と歳出の乖離が35億円に拡大した要因ということでございます。

総括質疑でも大分同じような意見が出ておりますので、ここでおおむね皆さんにご理解を賜

るとあとは楽かなというふうに思っておりますので、説明を聞いていただきたいと思います。

令和6年度当初予算の歳出要求においては、人件費約29億7,310万円、公債費約15億300万、扶助費約20億5,730万円で、これら義務的経費の要求額が約65億3,340万円となり、令和5年度当初予算と比較し、約3億2,000万円の増加となりました。義務的経費なので、これを削るわけにはいかないということです。

また、物件費においては、議員のお見込みのとおり、資材の高騰や労務単価の上昇に伴い、委託料をはじめ、多くの科目で要求額が増加しました。

令和5年度と比較し、特に、要求額が増大した経費は、(仮称)柴田町総合体育館の賃料及び指定管理委託料の2億7,740万円です。

歳出の要求が大幅に増加する一方で、地方交付税及び臨時財政対策債で、合わせて4億3,370万円の減になるなど、歳入は令和5年度と比較し、大きく減少すると見込んだことから、歳入と歳出の乖離が大きくなったものでございます。要するに、収入が減って義務的経費が増えたということでございます。

1点目の2、どのような調整をやったかということでございます。

予算編成作業において、国への申請を行っている補助事業を優先に予算化した一方で、町の単独事業となる土木費の普通建設事業や商工費の観光整備費、また、土木費のうち、町道や公園の維持管理費については、規模の縮小や先送りを余儀なくせざるを得ませんでした。土木費については、前年対比マイナス13%、商工費についてはマイナス7%となりました。また、人件費については、令和6年度に職員の配置が必要でなくなるコロナワクチン接種推進班や第一幼稚園の職員を、会計年度任用職員が必要な部署に配置転換するなど、会計年度任用職員の人件費の抑制に努めました。さらに、扶助費については、社会保障経費の伸びを要求額より低めに積算せざるを得ませんでした。増えてくれば補正予算で組まなければなりません。

どの分野の削減が大きかったということは、特にございませんが、新規事業の予算を最小限度に抑制し予算編成を行ったところでございます。

3点目、令和7年度以降で新たに歳出増加圧力となる案件についてでございます。

これについても、議員の皆さんにある程度覚えておいていただきたいと思います。

初めに、令和7年度で約15億4,500万円がピークとなる公債費の元利償還金約4,800万円の増加が見込まれております。今後、歳出として既に決定しているのは、令和6年度は船岡児童館の新設、第一幼稚園の改修事業がございます。また、令和7年、8年度に角田市消防署、令和8年、9年度に白石消防署の建設に係る負担金が柴田町が一番多く負担することになります。

ほかにも、みやぎ県南中核病院村田診療所が新設されたことに伴う負担金の増が見込まれます。また、コロナワクチン接種に係る補助も、令和6年度に対応しなければなりません。

その後も、槻木体育館の解体、学校給食センターの用地取得や建設、圃場整備の負担増が今後の圧力要因と考えております。

2点目、新図書館建設構想に、住民の声は十分に反映されたかということをございまして、その手法です。

今回の基本構想に当たっては、18歳以上の住民と中高生へのアンケート、プレイスデザインワークショップ、柴田町新図書館建設検討委員会、図書館関係講演会、住民懇談会、広報しばたへの掲載、議員全員協議会での説明や質疑応答、パブリックコメントの実施など、様々な形で住民が参加する機会を設けてきましたので、住民の意見を反映できていると考えております。

2点目、私が当初思い描いた図書館と現在の図書館はイメージが一致するのということですので。

22年前になりますけれども、当初思い描いた図書館は、他の自治体住民も羨む魅力的な図書館が造れたらという思いがございました。

しかし、その後、図書館は知の拠点としての役割に加え、地域課題の解決に向けた取組やデジタル社会に対応した電子情報の利用によるハイブリッドな図書館の整備、また、憩いや癒やしの場としての図書館が求められるようになりました。そうした図書館の新しい役割も踏まえ、本の蔵書数よりも新鮮な情報の提供や心安らぐ居心地のよい居場所として、また、新たなまちづくりの拠点となる図書館づくりが重要だと、新たに認識したところでございます。このようなことから、柴田町の現在の財政力で建設できる図書館の規模やランニングコストが後年度の財政運営に及ぼす影響なども考慮し、今回柴田町の身の丈に合ったコンパクトで効率的な図書館を目指すことにしたものでございます。

説明会でございます。

基本構想の説明会につきましては、令和6年3月24日日曜日午前10時から、役場保健センター4階の多目的ホールで開催することを、3月1日号の広報しばたや町のホームページで周知をしております。

パブリックコメントの数でございます。

パブリックコメントは74人の方から提出がありました。内容につきましては、蔵書に関することが39件、延べ床面積に関することが16件、移動図書館車の配置に関することが12件でございます。



寄せられた74人の方々には、一般質問が明日もありますので、明日以降、一般質問が終わりましたら74人全員に回答する予定にしております。

3点目、寄せられたパブリックコメントの町長の感想、気になる点です。

今回の基本構想については、長年待ち望んできた図書館建設だけに一人一人それぞれが描く図書館像が示されました。

静かに本を読みたい人、飲食をしながらのんびりと過ごせる居場所や親子でくつろげる場所がなど様々で、あれもこれも新図書館に盛り込むためには相当大きい規模の図書館を建てなければならなくなることでございます。

しかし、現実的に図書館を造るには、そのお金を誰が負担するのかという点が考慮されていない点があります。柴田町の財政力にはおのずと限界があり、その範囲内でしか図書館が建てられないことを今後しっかり説明していかなければならないと思った次第でございます。

気になる点としては、パブリックコメントには判を押したように同じ文脈や表現での要望内容があったことや、他の自治体の図書館の現状を自分で確かめることなく蔵書数や延べ床面積に言及したものが多々あったことでございました。

4点目、延べ床面積が1,500平方メートルとなった理由でございます。

都市構造再編集中支援事業については、令和4年7月に宮城県に素案を説明した際は、総事業費13億5,000万円、延べ床面積2,500平方メートルで説明し、国に提出しました。その後、資材や物価の高騰、労務単価の上昇により、柴田町と同じように図書館建設を計画している他の自治体等から聞き取りをした結果、13億5,000万円で建設可能な延べ床面積は1,500平方メートル程度のことで、2,500平方メートルから1,500平方メートルへ延べ床面積を縮小して計画せざるを得ない状況になっております。

ちなみに、参考としたある市の図書館建設は、当初15億円でコンサルタントに計画策定をお願いしているんですが、現在は30億、倍になっております。逆に、柴田町は逆に面積を減らしたということでございます。

4点目、公立図書館の設置運営の望ましい基準でございます。

17万冊を目標にすべきということですが、他の自治体の状況について整理しますと、例えば、名取市の人口は7万8,718人で、令和5年度当初予算額が約333億円、図書館の延べ床面積は2,994平方メートル、蔵書数は23万2,000冊、岩沼市は、人口が4万4,068人で、令和5年度当初予算額が約181億円、図書館の延べ床面積は1,231平方メートル、蔵書数は19万9,000冊となっております。柴田町は、人口が3万8,271人で、令和5年度当初予算は約138億円となり、他

の自治体と比較して財政規模は小さくなっておりますので、柴田町の約2.4倍の財政規模の名取市や、約1.3倍の岩沼市と同じような延べ床面積、蔵書数の確保は困難と考えております。他の周辺市町村についてご紹介がございましたが、柴田町と比べて人口が少ないにもかかわらず、財政規模が大きいので、当然、柴田町より蔵書数の多い図書館の建設が可能となっていることをご理解いただきたいと思います。

4点目、今後の人件費、本の購入費、施設の維持管理費の増加です。

現在の図書館は、ふるさと文化伝承館に間借りしている状態のため、維持管理費は、図書館部分と事務室、トイレ、閉架書庫で利用している会議室等として、ふるさと文化伝承館維持管理費の約7割程度で積算し、それに事務職員1人と司書18人の人件費、図書館購入費、図書館管理費システム委託料等を加えると、年間約8,500万円の運営費となっております。

目標とする蔵書冊数17万冊、延べ床面積2,500平方メートルとした場合の運営費は、開館から5年後に17万冊に達するとした場合、人件費、図書購入費、施設維持管理費が年間1億6,000万円となり、現在より約7,500万円の経常経費が増加することになります。

5点目、基本構想の誰でも利用しやすく、心安らぐ居心地のよい図書館です。

新図書館をどこに建設したとしても、必ず周辺部とそれ以外の地区においては、おのずと利便性に差が出ます。地理的に不利な条件下にある地域から図書館への交通アクセスを平等に改善しようとするれば、相当の財源が必要となってまいりますので、送迎バスの運行は困難でございますが、デマンド型乗合タクシーはなみちゃんGOの利用券の配付などについては、今後の財政状況を勘案した上での調査・研究課題とさせていただきたいと思っております。

6点目、1、2番、一緒にお答えします。図書館建設の延長です。

都市構造再編集中支援事業は、事業期間に関して、以下のような原則ルールがございます。

1つに、計画期間は最大5年間であること。

2つに、5年間の中で設計から工事まで事業が完結する事業であること。

一方、こうした原則ルールに基づき、現時点で事業期間を一、二年延長する場合の問題点としては、

1つに、5年間で完結しない事業となるため、補助対象外となってしまう、補助金が交付されないということ。

2つに、今回の計画の核となる図書館事業を取りやめるため、計画の大幅な見直しが必要となること。

3つに、現在進めているプロポーザル方式による設計費に係る費用について、全て単独費で

実施しなければならないこと。

4つに、令和10年度以降に、新たな計画を定めた際に補助事業としての採択が確約がないことなどになります。

また、今後事業を進めた後に、町の財政的な理由から事業が完了せず、事業期間を延長しようとした場合には、補助金等の返還になることも考えられます。

以上でございます。

ちょっと読み間違いがございまして、義務的経費、5年度当初予算と比較して3億2,300万円が正しいということで、3億2,000万と読んでしまいましたが、実際は3億2,300万円が増加すると、義務的経費が増加するというところでございます。

○議長（高橋たい子君） 大坂三男君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） 新年度予算の要求額と収入額との乖離の件なんですけれども、いろいろ事情は分かったんですけれども、まず一つ気になるのは、公共事業関係が結構削られているなということです。

あと我々日常生活の、町民が日常生活の中でちょっと聞いた話では、フットパスやっていますよね。あれが新年度予算ではもう全く補助金が出ないと、町からの補助金が主催者である委託先のしばたの未来株式会社さんのほうにもう出なくなるので、もうできなくなりますということをおっしゃったという話を聞いたんですけれども、まずその辺が事実かどうか。

そのほかに、そういう町民の身近なところで予算が削られたようなところがほかにはなかったのかどうかも聞きたいなというふうに思いますし、あと新年度の、来年度の新規事業として計画していたものについて取りやめたものが、先ほどちょっと説明あったとは思いますが、そのほかに……。

○議長（高橋たい子君） 大坂議員、申し訳ないです、一問一答式でお願いいたします。

○13番（大坂三男君） 分かりました。

○議長（高橋たい子君） まとめて答弁に行きますか。財政課長。（「ああ、一問ずつでいいです」の声あり）ぜひ一問一答式でお願いいたします。（「分かりました」の声あり）どうぞ。

○財政課長（藤原輝美幸君） まず、公共事業削られているということで、確かに各課から様々な公共事業の要求がありました。しかしながら、歳入のもう見積りが到底追いつかない、それは35億なんですけれども、そういうことで、確かに公共事業は予算化できないものはありました。例に挙げられたフットパスはじめ、各種補助金や委託料については、例えば委託の考えですが、本来町がやるべきことをいろんな関係機関に委託するということですので、委託料がな

くなったからとか、あとは補助金については、本来補助事業者がやるべきことを公益性に基づいて町がその一部を補助するという意味合いでは、完全に町のほうで、例えば今例に挙げられましたフットパスを全くやりませんよとか、そういうことではないです。

今回町長が提案しております当初予算でございますが、35億円の影響から公共事業がなかなか思うように予算がつかなかったというのは事実でございます。

○議長（高橋たい子君） フットパスに関して、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） フットパスの事業ができなくなるというような今ご質問ございましたけれども、フットパスの会の代表の方ともちょっとお会いしまして、お話のほうちょっとさせていただきまして、今、委託の場合ですと10回程度年間実施されているようなんですが、今回委託料のほうがなく、自分たちの愛好会というような形で会のほうを存続させて、大体5回程度は実施していきたいというようなお話いただいております。

町のほうといたしましては、運営経費のほうはお出しすることはできないんですけれども、開催の際の募集のお手伝いをしたりとか、あとは町のほうでできる支援のほうを、側方からの支援といいますか、そういったものを町のほうから行うということでご理解をいただいたというようなこととなります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） 公共事業のほうの削減については、ちょっと私聞き漏らしたのもあるのかもわかんないですけども、主に道路維持関係とか、あと水害対策とか、ちょっとなくなっちゃったり減っちゃったりするのは困るなというものが多いと思いますし、あとやっぱり地域経済に対しての影響も結構大きいんじゃないかなというふうに思います。当初予算では無理であっても、年度途中にいろんな基金、この間ご説明ありましたけれども、結構あるなと感じたんですけども、それを使って、年度途中で補正を組んで復活するというような、復活するための努力をするというような考えを持っていただきたいなというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） 道路維持や水害対策、まず、優先順位を担当課のほうで決めまして予算を措置しておりますが、確かに減額になった部分もございます。

そこで、今後の補正予算の判断になりますが、大きくは7月に令和6年度の普通交付税、これが国から示されます。令和6年度の普通交付税については、ほぼ前年同様の金額、若干増で予算化しておりますが、7月になったときにどのように配分されるのか確定しますので、その

金額によって判断するようになります。また、基金については、基金はそれぞれ財産でございます。その財産を処分するための条例がございますので、当初から基金を当て込んでいる事業も十分ございまして、国からは、例えば財政調整基金なんかは地方はため過ぎだなんていうふうにアナウンスもされておりますが、本町の場合は残念ながらため過ぎている状態にございませので、補正予算、その7月の地方交付税の動向を見据えた上で判断していきたいと思いません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） 柴田町の一般会計の予算規模からすると、乖離というのがすごく多いなというふうを感じるんですけども、他自治体ではどんなものなのかなど、情報を持っておられればちょっとお聞かせ願いたいと思いますし、あと、その乖離があまりにも大きくなったときに、予算要求の仕方というか、各課の担当者の方は、なるべく自分の課のほうは予算を獲得したくて、国も省庁も同じだと思うんですけども、もういっぱい出しちゃうとって、本当に必要なところに行かなくて、ちょっとそうでもないところで使っちゃったりする場合も考えられなくもないんですけども、予算要求時点でのルールというのを定めて、何か基準をつかって、なるべくならないような形にやっているという自治体があるんだというふうなのを、ちょっとネットでいろいろ調べてみたらありましたので、そのような柴田町の予算要求の基準みたいな、ルールみたいなものがあるのかどうか。もしなかったら、今後そういう基準づくりに取り組むというようなことも考えられないかどうかについてお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） ほかの自治体の予算の編成の仕方については、やはりいろいろございます。

まず、本町の場合ですと、条例、規則に従いまして、町長が11月10日には予算編成の方針を出します。今回も様々な課題がございますので、まずは最小の経費で最大の効果を発揮できるような、そういうような予算をとということで各課から要求していただきました。

ほかの自治体では、基準を設けているところは確かにございます。いわゆる上限です。各部門、各課において、もう令和6年度は、例えば令和5年度と同額以上は要求しないでくださいよというのを財政当局から通知します。それが基準になりまして各部署においてその範囲内で要求すると。こういう自治体は、予算編成は非常に効率的に行われると思います。ただ、一方では、その部門に対して初めから基準を設け、これシーリングとよく言われるんですけども、基準を設けて要求を出させると、本当に行政課題、あと町民が望んでいることは何なのかとい

うのが、その各課だけで埋没してしまう可能性があります。

そういうことで、財政課としては、柴田町の場合はシーリングは設けない。まずは町の行政課題、いろいろ要望はどういうものがあるのかというのを要求していただくと。今回の要求も中身を見ていきますと、職員個人の、何ていうんですか、やりたいことですか、そういう夢のような要求は全くなくて、やはり今までの議会との議論になった内容ですとか、町長の方針なりに基づいた要求がなされております。今後も、今のところ財政課ではシーリングは設けないというふうに考えています。確かに35億円の乖離がありましたけれども、予算要求、予算調製の中で、何とか歳入歳出の帳尻合うように話し合ってもらいましたので、厳しい基準を設け、効率的に進めることはせず、今後も今年度と同じような要求をしていただくと考えています。なお、大昔になりますが、平成の初期のあたりは、やはり30億円くらい足りなかった時期があります。その時期はもう開発、開発ということで、本当に各課のやりたいことをいっぱい要求されたんですけれども、今回については粛々とした要求でございました。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君） それでは、図書館のほうに移らせてもらいます。

このたび基本構想案というのが、一応検討委員会とか、皆さんの図書館員の方々なんかでいろいろ話し合いをして、一応案というのをつくって、それをプロポーザルの設計業務を請け負う業者さんのプロポーザルにお示しして、応募してもらったという形になると思うんですけれども、全協にも先々月あたりでしたか、議員のほうにも事前にご説明いただいているんですけれども、その基本構想というのは抽象的な文言がいっぱい並んでいて、実際的に何冊だとか、何平米だとかというのがあまりなくて、ちょっと具体的なイメージがなかなか湧きにくいという印象を持ったんですけれども、このたび基本構想と基本計画を同時にプロポーザルしたことでしたよね。それは一緒にできないの、あれは。基本計画になりますと具体的な数字とか出てくるので、より分かりやすいので、その辺一緒にできないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） 以前に議会でもご説明させたところがあるんですけれども、図書館建設、市町村によってその建て方、いろいろな進め方ございまして、柴田町の場合は基本構想だけを先につくりまして、皆さんに公表してパブリックコメントをいただいたんですが、基本構想と基本計画を一緒につくってパブリックコメントをいただくような市町村もございま

すし、柴田町の場合は、実は、一般的には基本構想と基本計画一緒にパブリックコメント行えばよかったんですが、柴田町の場合は、まずは基本構想で先に公表いたしまして、その後プロポーザルについては基本計画の部分をプロポーザルでということで、今回のプロポーザルの実施要項では、基本計画、基本設計、実施設計を併せて委託する業者を選定したということになります。

○議長（高橋たい子君） 大坂議員、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） それで、このたび3月1日に設計業者さんが決定したということで、次の段階としてあのスケジュール表を見ますと、基本計画を最終的に策定するという事になっていたと思うんですけども、住民の声、パブリックコメントも含めて、住民の皆さんの意見がどんどん上がってきていると思うんですけども、それを今度の基本計画の中にどのように盛り込んでいくかということについて、どのようなお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） 今回プロポーザルで選定された設計業者さんの支援を受けながら、プロポーザルの実施要項では、一応令和6年10月までには基本計画の策定というスケジュールで仕様のほうを出しておりますので、それまでにワークショップを行って、また皆様からの、例えば今度はもう具体的に、サービスですとか、床面積ですとか、蔵書数の意見をいただいて、最終的に設計につながるようにまとめていくようにはなります。

ただ、今までも、昨年行ったアンケートなんですけれども、実は公述のアンケートをたくさんいただいておまして、200件以上、もうその時点で様々な意見を、こういうサービスが欲しい、こういう面積が欲しい、これだけ人数が入る会議室が欲しいという意見も既にいただいておりますので、そのような意見ももちろん参考にしながら、それからワークショップなどで新しい意見もいただきながら、最終的には基本計画、委託業者とともにつくっていくようになりまして、10月ぐらいには皆様にお示しできればと思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君） そうしますと、パブリックコメントを今回74件寄せられたと。内容についても大まかにご説明いただいているのですけれども、それも間違いなく10月末まで最終的に最終版を仕上げるということなんですけれども、そこに盛り込まれると、反映されるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） 申し訳ありません、パブリックコメントもということが先ほ

どの答弁で抜けまして、もちろんアンケートの公述でいただいた部分と、それからパブリックコメントでいただきましたご意見は全て参考にさせていただいて、ワークショップの中に参考にさせていただいて、決定するということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） パブリックコメントの内容について、町民の皆さんに公表するというか、お知らせするというつもりはありますか。それいつ頃まで公表するのかについてご説明をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） パブリックコメントについては、明日の一般質問が終わりましたからホームページのほうに公開する予定としております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君） それで、延べ床面積の話がありますよね。あれを設計者の選定のときに1,500平方メートルが上限という形で考慮要項といいますか、水準といいますか、示しているというふうに私は理解していたんですけども、それは今後変更する可能性もあるというふうに捉えてよろしいでしょうか、1,500平方メートル。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） 現時点では、都市再生整備計画22億円の枠の範囲内で、かつ、仕様書のほうには13億5,000万円ということで示させていただいていますので、その範囲内でまず検討していくようにはなるとは思いますが、先ほど町長が説明したとおりなんですけど、近隣の図書館建設、先行している図書館建設の自治体とかに伺い、大分平米当たりの単価が上がっていますし、その辺も参考にしながら、ただ、現時点では、国に申請しているのは22億円の枠、13億5,000万ということですので、今後皆様の意見いただきながら、あとワークショップの意見ですとか、あと議会の皆様にも説明していきながら、そこは、例えばワークショップとかで、どうしても必要なサービス、このサービスは欲しい、これぐらいの蔵書はどうしても欲しいとなってくれば、また検討していかなければならないのかなというふうには考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君） 実は、確かに立派な図書館が欲しいとおっしゃる方もいらっしゃいますし、多分そのパブリックコメントを寄せていただいた方は、多分立派な、蔵書数の多い、床面積の広い、いろんな理想的な図書館像を求めている方が多いと思うんですけども、



一方で、図書館あるでしょう今、いつ行ってもそんなに人もいないようだから利用者もそんなにいないようだし、このような財政状況厳しい中で、先ほどのフットパスの補助金が減らされたということも含めて、自分たちの愛好会でもう費用負担しなければ続けられないような状態。あと、そのほか給食費が無償化されている自治体がどんどん増えていて新聞にも載っていますし、あとインフルエンザの予防接種とか、私去年かかった帯状疱疹のワクチンなんか、どんどんそういうところ、先進自治体がそういう方面に力を入れている中で、図書館はいいんじゃないの、要らないよという人たちも結構耳にするんです。その辺についての、町としては図書館を何としても進めると、内容はどうであれ、ということで、説明をきちんと、説明責任といたしますか、果たさなくちゃならないと思うので、その辺はどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） 答弁の中でも、今月ですね、3月24日に住民説明会をということで予定をしておりますので、基本構想についての説明会とはなりますが、どのような図書館を、町としてはどのような図書館を造って、どのように使っていただいて、町のためにどのように役に立つものなのかということ、その住民説明会のときにお話しできればと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） そのときに、こういう図書館だ、図書館がこう役に立つんだと、そういう言い訳だけではなくて、図書館のほかにもこういう事業に取り組んでいきますというような、そっちのほうをやっていたら、図書館もある程度は、いや、要らないとは思っていたけれどもいいんじゃないですかというような、考えを変えていただけるようなご説明をぜひしていただきたいなというふうに思います。町長、どうですか、その辺は。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 行政の政策というのは、身近な問題への対応と中長期的に柴田町をどのように発展させていくかと2つの面で考えていかなければなりません。今おっしゃるように、身近な問題としては、児童福祉のお金が相当増えた、2億5,000万も増えてしまった。高齢者医療が3,500万円去年より増える。一方で、地方交付税は減る。それから地方消費税も減ると。乖離が広がっていると、これを埋めなければなりません。

そのときには、やっぱり子どもたちの健康、それから子育て、高齢者の健康づくり、これは義務的経費なので、必ず支出しなければなりません。ですからいろんな、フットパスをやりたいのはやまやまなんです、短期的には一般財源を確保しておかなきゃない。というのは、子

ども医療費、高齢者医療、安心のためには来年も続くということです。ここで終わるんだっただけいいんですが、そういうのを考えなければならぬので、短期的にはそういう対応をせざるを得ない、一般財源が確保しなきゃいけないということでございます。

また、中長期的には、やっぱり都市環境の整備をきちんとやっていかないと、若い人たちは仙台とか東京にどんどんどん住居を構えるということでございます。若い人が求めるのは、一番には都市環境です。消費環境、生活、文化、教育、それに土地の安さ。柴田町は土地の安さの面で若い人たちが住居を建てておりますが、やはり流れを見ますと、仙台市のような消費に便利なところ、スポーツ、文化に接せられるところ、町並みがきれいなところ、そういうところに若い人は住むということでございます。全ての町はそういうことはできませんが、やはり図書館というのは柴田町にないサードプレイス、みんなが自由に集まれる場所が柴田町はないんです。そういう場所づくりにもなると。

それから、新たな文化の創造、今まではなかなかできませんでしたけれども、新たな図書館ができれば、作家を呼んだサイン会とか、作家を呼んだ講演会とか、図書に関するいろんな催物ができるだろうと。それから、それが行く行くは子どもの読書への影響があって、教育環境もレベルも上がっていくと。そういう中長期的なまちづくりをしないと、単に目先のことだけやっていたのではじり貧になるというのは私の考えで、それが合っているかどうかは別です。

ですから、スポーツ施設もある程度は必要だと。ただし、さっき言ったように、将来柴田町が、先ほど財政圧力とありましたけれども、支出しなければならぬ決まっている一般財源が相当あります。今年度中にコロナワクチン接種、これを補助しないとイケないと。今、単価は1人7,000円の予防接種になっておりますので、それを柴田町だけ補填しないというわけにはいかないということです。ざっと計算すると3,000万補正予算組まなければなりません。それから消防署です。安心安全を守る消防署、角田の消防署が7年、8年、白石の消防署が9年10年で計画されております。その消防署のお金、一番負担するのは柴田町でございます。ずっとそれ消防署、柴田の消防署、大河原の消防署建てるまで、柴田町がお金を出し続けなければならないと。ところが、白石市では、9年、10年の消防署の建設を8年、9年にしてちょうだいと。広域ではいいですと。柴田は理事長なんで、自分だけ白石に反対というわけにいかない、まとめ役なもんですから。ということは、令和8年度に6,000万の支出が予定されているということでございます。

ですから、今回単独費で1億5,000万、道路整備削りましたけれども、それから水害対策でも1,500万、予算上は削っているように見えますけれども、そういうふうにして一般財源をな

るべく確保しておかないと、令和8年度の予算編成ができないということになりかねません。ですので、図書館についても、身の丈に合ったという表現を使っているのはそこなんです。やっぱりランニングコストなんです、最終的には。図書館を建てるのは一回限りですから借金をすればいいんですが、ランニングコスト、今8,000万台のやつが1億5,000万、7,000万ずっと加算されていくということは、経常経費が後年度相当増えてくるということも考えなければなりませんので、政治家ですので、ほかの町よりも誇りの持てるような大きな、大坂議員が言った17万冊、2,500平米の図書館を気持ち的に造りたいんですが、財政運営のことを考えたらそれはできないということをはっきり申し上げなければなりません。ですから、ワークショップで課長が言ったように、最終的に初めから、最初は8万冊、今、取り消しましたけれども、8万冊、1,500平米にこだわっていると、せっかく図書館欲しいという人は、何だと、町が勝手に造ったんだろうと言われますから、ワークショップでいろいろ意見は入れますけれども、後年度の財政負担に影響がないような範囲での蔵書数の若干の増加、面積の若干の増加は考えていかなければならないと思っております。

もう一つ、当初予算、図書館を考えるとときに想定していなかったんですが、議会のほうから郷土コーナーをつくりなさいと、こういう要望がたしかあったと思います、郷土コーナー。それから、省エネタイプの構造にしてください、これも議会のほうから言われた新たな要素が加わっておりますので、そういうふうにしますと、また22億、今13億5,000万で計画しておりますが、そういう要素を組み入れると、先ほど言った物価の上昇分も含めまして、予算規模どのぐらいになるか、これは実施設計をつくらないと分からないということです。改めて実施設計をつくったときに、当初予算要望した機能プラス郷土コーナー、それから省エネタイプのやつを造ったときに増額の必要があったときには、議会にこういう理由で増額せざるを得ませんというお話はさせていただきたいというふうに思っております。

とにかく実施設計をつくらないことにはどうにもならない。その場合には、基本計画、これに柴田の財政規模に合った、身の丈に合った予算をみんなで納得しないと建てられないということになります、建てられないと。その分今までかかった補助金は返すと、一般財源で、そういうことも起こりかねませんので、やっぱり柴田の財政の状況というのは、みんな共通認識を持って、図書館が欲しい、理想的なのは分かりますけれども、皆さんで納得して造らないといけないというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 今の町長答弁の中で、郷土コーナーという、議会からの提案という答弁ございましたけれども、試案の中にそれが入っていましたので、議会からの提案ということ

ではないということなので、それ訂正をお願いしたいのですが。町長。

○町長（滝口 茂君） 議長からいただきました項目の1番、鏡のときには確かになかった。裏にいただいた資料にはそういう要望が入っていたと思ったものですから、もし、確認して、なければ訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 大坂議員、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） 蔵書数をもうちょっと増やしてほしいという私は考えなんですけれども、1冊1,000円としても、1万冊増やしたって1,000万円ですよ。大した……1億……1,000円で1万冊増やすと1,000万、1,000万ですよ。（「1億」の声あり）すみません、計算できなくて……。

○議長（高橋たい子君） もう一度大坂議員おっしゃってください、今の。

○13番（大坂三男君） 蔵書数、本そのものはそんなに高いものでもないから、多少は増やせるとは思いますが、当然、蔵書数を増やせば床面積も増やさなくてはならなくなっちゃうということで、建設費は高くなるということで痛しかゆしなんですけれども、私は4市9町13自治体の図書館全部見て歩いたし、聞いても歩きましたし、あと という勉強会で利府に行って、ああ、ここいいなと思って実は見てきたんです。利府をちょっと調べてみたら、人口3万5,000人ぐらいで蔵書数が9万5,000となっているんです。柴田町と人口を比較しても同じぐらいですし、ちょっとこっちが上回るの、あっちが9万5,000冊なら、ちょっと上回って10万冊以上はぜひ確保していただきたいと思うんですけれども、私の要望ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 要望でよろしいのですか。

○13番（大坂三男君） ご意見を、質問です。

多少は先ほど、町長、先ほど多少は上乘せもあり得るとおっしゃったので、その上乘せは10万冊をぜひ超していただきたいと思いますが、できない理由ばかり言わないで、ぜひお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。どういう答弁になるのでしょうか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） 蔵書数なんです、パブリックコメントでもたくさん意見をいただいております、やはり公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準で17万冊以上としているんだからそちらを目指しなさいという意見もたくさんいただいております。

ただ、先ほどから町長が申しております町の財政状況で、1冊1,000円だから1,000冊増やせばとかというよりは、なかなか17万冊に到達するためには、先ほど申し上げましたけれども、

5年間でやっぱり7,500万円以上の経常経費がかかってくると、人件費プラス図書購入費もということになってまいりますので、17万冊はなかなか難しいところではあるんですが、今回パブリックコメントに対する町の対応方針の中でも8万冊を目指すというところは削除いたしまして、建設検討委員会の中でもまずは8万冊以上を目指すということと、あとはパブリックコメントの回答の中でも10万冊を目指していきたいということで、文言も、10万冊を目指してまずはいきたいという文言に変更いたしまして、あした一般質問以降に公開をいたしますので、8万冊を目指すということは削除はさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） では、10万冊以上ということで手を打ちましょう。私それで満足しまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

10時50分再開といたします。

午前10時35分 休 憩

---

午前10時50分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番平間奈緒美さん、質問席において質問してください。

〔17番 平間奈緒美君 登壇〕

○17番（平間奈緒美君） 17番平間奈緒美です。大綱2問、質問いたします。

**医療的ケア児への支援は。**

医療的ケア児に関する法律「医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）」が2021年6月に成立し、同年9月18日に施行されました。医療的ケア児とその家族の日常生活や社会生活を社会全体で支援することを基本理念として、医療的ケア児の健全やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、また安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。そこで本町の医療的ケア児への支援がどう前進しているか伺います。

- 1) 本町における就学前保育について、具体的な取組は。
- 2) 保育所における医療的ケア児の受入実績、及び今後入所希望があった場合の対応は。
- 3) 2022年9月に出された「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」では、

医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築するとあります。ガイドラインの策定はされていますか。

4) 医療的ケアの必要な子どもたちが成長の過程で切れ目のない支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の連携促進が努力義務とされました。町の連携体制はどうなっていますか。

#### 大綱2問目、誰もが輝ける社会を。

女性は多くの健康課題を抱えています。女性特有の初潮から閉経までの月に一度の生理、妊娠や出産はもちろん、更年期障害といった女性に多くみられる悩みなどさまざまです。それらの悩みの緩和策として、近年「フェムテック」や「フェムケア」が注目を集めています。人に話すことをタブーとされた女性の健康やライフイベントに関わる悩みをひとりで我慢せずに“みんなで”共有し、助け合う「新しい当たり前」をつくることにもなっています。女性の働きやすさ、過ごしやすさなどにつながることは、人口減少対策や、健康寿命の延伸など女性にとってよりポジティブな社会になっていくこととなります。女性特有の健康問題の観点から町としての考えを伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間奈緒美議員、大綱2点ございました。

まず1点目、医療的ケア児への支援でございます。

1点目と2点目は関連しますので、一括でお答えいたします。

これまで柴田町立の公立・私立保育所及び小規模保育所事業において、保育所等において医療行為が必要な医療的ケア児を受け入れた実績はございません。

次に、保育所への入所の相談については、令和2年度に医療的ケア児の保護者から公立保育所に入所できないかという相談を受けたことがありました。保護者から、どのような医療行為や受入れ体制が必要かをお聞きした上で、公立保育所、こども家庭課の保育所入所担当職員及び地区担当の保健師で協議を重ねた結果、保育所に常駐できる看護師の確保が難しいことや、医療行為をするときだけの訪問看護師を確保できても、看護師が在籍していない時間帯に保育士が対応することが難しいなどの問題に加え、コロナ禍だったため、保育所の負担などの課題

が多く、通常の保育においても、保育士の負担が大きくなっていったことから、受入れをすることはできませんでした。

今後、入所希望の相談があった場合は、保護者からの医療的ケア児の状況を詳しくお聞きした上で、関係各課等と連携し、受入れについての可能性について検討を進める予定です。検討した結果、看護師の確保が難しいことや受け入れる保育所の負担が大きく保育所での受入れが難しい場合は、医療的ケアを行うことができる障害児通所事業所などの利用を勧めてまいります。

3点目、ガイドラインの件です。

医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインは、医療的ケア児を保育所等で受け入れる際に必要となる留意事項等を示すものであります。これまで医療的ケア児の保育所入所に関する要望や相談が少なかったことから、ガイドラインは策定しておりません。

4点目、連携体制です。

医療的ケア児ですが、町では保健師が新生児訪問や乳幼児健診などの機会でも把握することが多くなっています。

医療的ケア児の中には、医療的ケア児に対応可能な児童発達支援事業所等は圏域には大変少ないのですが、それでも、ケアの対応可能な事業所へ通所している方もいらっしゃいます。

医療的ケア児の支援については、仙南2市7町で構成する仙南地域自立支援協議会のこども支援部会において、障がい児や医療的ケア児等の支援に関する情報共有をしております。連携体制については、県の機関である宮城県医療的ケア児等相談支援センターちるふぁや仙南保健福祉事務所、また、仙南圏域の相談支援の中核的機関である基幹相談支援センターと情報連携しながら、支援に努めております。

大綱2点目、誰もが輝ける社会でございます。

平成31年1月に、経済産業省で行った働く女性の健康課題に関する実態調査によると、女性従業員の約52%が、女性特有の健康課題により、勤務先で何らかの困った経験をしたことがあるとの調査結果が出ております。

こうした女性特有の健康課題を理解し、意欲や能力のある女性が離職することなく、安心して働き続けられる環境を整えることは、男女格差の是正や多様な働き方の実現、多くの業界が担っている人材不足の解消などの観点から、非常に重要であると捉えております。

誰もが輝ける社会を目指し、今後とも、安心して妊娠、出産、育児ができるよう産前産後のサポートや子育てニーズに対する支援、女性への健康課題への対応に関する啓発を継続してい

くとともに、町内の企業や事業所等に対しても、女性が働きやすい職場環境についての啓発や情報提供に努めてまいります。

なお、町では、女性職員が生理日において勤務することが困難である場合に取得できる2日以内の休暇や、妊娠中の女性職員が、つわりなどにより勤務することが困難である場合に取得できる10日以内の休暇、不妊治療等に係る通院のための取得できる5日以内の休暇など、女性特有の健康課題に対応した特別休暇制度を設けております。

また、職員の相談窓口である秘書職員班に女性職員を配置し、休暇に係る届出や女性職員が相談しやすい環境を整えております。

女性特有の健康課題については人それぞれで、デリケートな悩みもありますので、今後も、職場内での理解を深めつつ、女性職員が安心して働き続けられる環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 平間奈緒美議員、再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） それでは、まず医療的ケア児について伺います。

医療的ケア児支援法というのが令和3年できた、施行されたということですがけれども、本町では、この医療的ケア児支援法ができて何が変わったのか、どういったところを取り入れているのか、そのあたりをまずお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 医療的ケア児のほうの法律の関係でございます。

ケア児のほう、非常に連携ということで様々な課題、取組というところがあるんですけども、障害福祉のほうの施策とすれば、やはり受入れ、そういった通所児童発達支援の事業所さんですとか、あと相談体制、そういった部分、障害福祉サービスという部分ではそういったつながりを十分持ちなさいというか、そういった部分に考慮しなさいというのがまず一つメインにあるのかなというふうには町では捉えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） それは、今度計画が予定されている第3期柴田町障害児福祉計画の中に、どういった形で取り込まれているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 第7期の障害福祉計画のほうのお話かと思えます。そちらのほうに、中身的にやはり先ほど申し上げた部分、様々な部分が盛り込まれてきているんですけども、



例えば、様々なやはり発達障害という部分を含めた、医療的ケア児の部分も含めた支援というものが国策としても必要じゃないかということで様々提起されているんですが、例えば計画のほうでいいますと、やはり相談の部分です。例えば基幹相談支援センター、ここですと仙南、町長答弁のほうにはありましたけれども、2市7町のメインとなる相談の機関なんですけれども、そちらのほうにコーディネーターさん、そちらのほうの配置をしなさいというか、そういった中身が盛り込まれてきているというのが一つあると思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） 今回、第2期、第3期ということで、先日行われました全員協議会の中で第3期の素案ということでお示しをいただいております。その中で、今、課長のほうでご答弁いただきました相談ということでの医療的ケア児等のコーディネーターの配置というのが、2期では令和5年、今回3期試案では令和8年度末までにとということなんですけれども、このあたりは、これを見ると何となく進んでいないのかなと思ってしまうんですけれども、そのあたりの事情というか、2期から3期に行くまでの状況というんですか、そのあたりをお示しただけだと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） コーディネーターの関係、そちらのほうの相談体制ということでございます。

前期の計画のほうからどういった部分が進展しているのか、そしてまた、どういうところを目指していくのかというところで、やはりコーディネーターという部分は非常に大切で重要になってくると思います。先ほど申し上げた基幹相談支援センターのほうには、既に研修とかを受けてコーディネーターの資格を有している方が4名ほど既にいらっしゃる形で、相談体制とすれば、ある程度構築がかなりできてきている部分はあるのかなとは捉えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） 県のほうでは4人ほどいらっしゃるということなんですけれども、この仙南の圏域、圏域も可ということ、確保も可ということで書いてあるんですけれども、この仙南の2市7町の中にはまだいらっしゃらないということでもよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） こちらの基幹相談支援センター、2市7町での共同での委託というか、そういう形になっておりますので、エリア全体を含めての要は4人ということでいらっしゃるということで捉えていただければよろしいかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） 分かりました。一番やはり何が心配って、どこに相談するか、どこに相談できるかということだと思います。そのあたりのサポートというか、しっかりとそのコーディネーターの方にもお願いしたいと思います。

それで、やはり医療的ケア児の支援法できたという大きな目的としては、やはり保護者、どうしても医療が必要になってくる、おうちで在宅でご両親がお子さんを面倒見るといって、どうしても離職につながってしまう。そういったところを何とか国でやろうということが始まったと思うんですけども、そのあたり町として、答弁ではそんなにいらっしゃらないということなんですけれども、実際の本町にいらっしゃる方々というのはどういう、医療的ケア児と言われている方がどのぐらいいらっしゃるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 医療的ケア児の把握のことでよろしいでしょうか。先ほど答弁の中でもございましたが、健康推進課の保健師がいろいろな健診等で把握する機会が多いので、健康推進課のほうからお答えさせていただきますが、現在6名の方を健康推進課の保健師のほうで把握をしておりますが、そのうちの1名はもう就学をされているということでございます。就学というか、学校に上がる年齢の子どもさんということで。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） 分かりました。どうしても学年大きくなればもちろんいろんな面で、今回私が聞いているのは保育所というところで伺っているので、まず今後とも、学校に上がったときめの細かいケアをお願いしたいと思います。

今回、医療的ケア児の実態調査ということで県で行っておりました。35市町村対象に伺って35市町村、回答率100%ということで回答があったんですけども、今、本町でも6名の児童の方がいらっしゃるということで、ゼロ歳からいらっしゃるということでした。その中の調査の所感の中で、ちるふあと市の担当者の顔が見える関係の構築につながったとか、実数把握を目標とした調査の意義、必要性を感じたとか、調査を通じて県と市町村の連携体制の構築の基盤づくりが進んだなど、様々調査の所感として上がっているんですけども、本町としてはこのあたり、この調査を通じて感じたことなどございますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） ただいまお話のありました宮城県医療的ケア児相談支援センターち

るふぁ、そちらのほうの関係かと思います。

こちらのほう宮城県の委託機関ということで、一昨年、令和4年度の中頃できた新しい相談センターでございます。そちらのほう、まだやはりできたばかりというのもあるんですけども、やはり医療的ケア児の部分というのはまだまだ実態がなかなか把握できていない部分があるというのが一つ大きな課題というか、そういった部分があるので、実はちるふぁのほうでも、大分前だと思うんですけども、この調査をやる前に、要は市町村のほうの状況というんですか、実際にこちらのほうにいらっしやって、たしかちょっと確認して、状況を確認しておられた部分もあったかと思うので、この人員とかも含めていろんな状況を、今、状況を確認しながら精査している状況なのかなと思うんですけども、そういう連携体制というんですか、先ほどの基幹相談支援のお話もありましたが、ちるふぁ、それからあと町のほうで情報共有しながら、どういう状況に向かっているのかなというところで今模索している状況というのが一つあると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） こちらもぜひ連携体制を取っていただいて、やはり保護者の方はとても、もちろん心配というか、やはりお子さんに障がいがあっても自分らしく、もちろんお子さんの将来も考えながら日々の生活を過ごしていきたいということもあります。そういったところも、ちるふぁさんだけではなく、町としてもしっかりと相談体制を築いていただければと思います。

それでは、その体制ということで、保育支援ということで保育所関係のほうにちょっと移らせていただきます。

町長答弁では、ガイドラインは策定していないということだったんですけども、少なかつたから策定しないということではよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君） ガイドラインの作成目的なんですけれども、受入れするに当たり必要な基本的な考え方や留意事項を示すというものですので、現在、相談件数が令和2年の1件のみということですし、受入れ実数がないという状況なので、作成していないという状況になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） 相談件数が令和2年度1件しかなかったということなんですけれども、実際に先ほど健康推進課の課長から6名ほどいらっしやるということで、実際にそのお子さん

たちはどちらのほうに通っていらっしゃるのか。その年齢になったら保育所、幼稚園なり通う年齢になってくると思うんですけども、そのあたりはどうなのでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） ケアを必要とする児童の方がどちらのほうにということですが、障害福祉サービスの関係でいえば、やはり児童発達支援の事業所さんということにはなるんですが、町長答弁にもありましたとおり、圏域のほうに大変対応できる事業者さんが少ないというのはあるんですけども、近隣といいますか、対応できる事業所さんに通所というんですか、そちらのほうに行かれています方はいらっしゃるということでは把握しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） 今ご答弁ございましたけれども、つくる必要がないではなくて、相談する方もいないからつくらないというのになるんですか。そういうガイドラインがないから、例えば看護師の配置とか、医療的ケア児保育支援事業の中に、令和6年度の概算要求の今見ているんですけども、この中には看護師等の配置1施設当たり529万だったり、あと研修の受講支援とか、あとガイドラインの策定なんていうのも予算が組まれているんです。そのガイドラインを策定することによって、先ほどご答弁でもいただきました看護師がいないからというところが解除されていくのかなと思うんですけども、ご相談されるからつくらないという考えでいいのか、それとも、やはりこの支援法ができていますから、しっかりと、いらっしゃらないからつくらないのではなくて、そういったきちんとしたものをつくれれば看護師の配置なんていうのも問題解決につながるのではないかと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君） 実は、このガイドラインの関係で仙南の市町のほうに確認したんですけども、ガイドラインについて、保育所でも医療的ケア児を受け入れていないということもありますし、ガイドラインについても作成していないという市町村が全てでした。

うちのほうとしても、ガイドラインの作成目的ですけども、今言ったように、受入れに当たりというところで必要とされる基本的な考え方ということで認識しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） その受入れに当たりということは、相談が来たらすぐにガイドライン作成するということになるのでしょうか。そう私は捉えてしまったんですけども、どうでし

よう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君） 医療的ケア児を受け入れるためには様々な課題をクリアしなくちゃいけないんですけども、例えば医療的ケア児を受け入れる部屋ですけども、衛生的に保つ必要がございます。通常の保育園児と別にその部屋を設ける必要がありますので、今まで通常だった部屋を割り当てなくちゃいけないと、通常の部屋を少なくしなくちゃいけないという状況にもなります。柴田町については待機児童が県内でも多くて、通常の児童も受け入れていけないという状況もございますので、その辺はまず待機児童を解消していきたいというふうに考えているところでございます。そのような問題がクリアされた場合に、ガイドラインを作成するような検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） もちろん課長のおっしゃることも十分、待機児童の問題は、柴田町、本当に新しい民間の保育所できたとしても、必ず待機児童というのは減らない、ゼロにはならないという問題を抱えていらっしゃいますし、今回も保育所に入れなかった、見送られた方も何人かいらっしゃると思います。それをクリアしないとということはもちろん重々承知はしているんですけども、やはりこの医療的ケア児の支援法ができたということで、ケア児がいらっしゃるご家庭の皆さんも働かないとその子を養えないだったりということももちろんあると思います。そういった面で、もちろん広くしなくちゃいけない場所の問題だったり、待機児童いるという問題は十分分かっているんですけども、ぜひこの医療的ケア児の保育支援事業というのに手を挙げていただいて、まずはガイドラインを策定するところから始めてはいかがでしょうか。多分、相談される方も分からないんだと、分かるのかな、多分いろいろ関係機関とつながっていらっしゃると思いますので分からないわけではないと思うんですけども、やはり同じ保育所に、柴田町は公共の幼稚園はありませんので、保育所だけになりますけれども、そういったお子さん方をしっかりと町として支えるというか、お父さん、お母さんも支えるといった体制をつくるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君） そのような事情は分かりますけれども、今言った、町長答弁でもお話ししましたように、看護師の確保なり、今言った医療的ケア児を受け入れるための衛生的な部屋の確保、その辺というのはしなくちゃいけない点ですので、その辺ができた際にはガイドラインの作成を検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） ちょっとしつこく行きます。

ガイドライン策定をしないことには看護師さんの確保もできないと思うんですけども、そのあたり、こちらにしっかりとガイドラインをつくれば看護師さんの配置、1施設当たりには配置の金額というのがありますし、2人以上いる場合にもさらに複数配置できるということもありますので、このガイドラインをまず策定するということではできないのでしょうか。しつこいですが、お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君） 何度もお話ししておりますけれども、様々な課題がありますので、その辺をクリアして、その辺をクリアできましたらガイドラインを作成する検討をしてみたいというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） 何度もしつこくてすみません。同じご答弁しかいただけないので、これはここで終わりにいたしますが、仮に策定していなくても、実情に応じた保育施設への受入れは可能としていて、実際に自治体によっては策定前に医療的ケア児を受けている例もあるということを伺っております。受入れが認められず、家族で転居を余儀なくされたという事例も伺っております。ぜひそういうことがないように、柴田町では、もちろん待機児童も大事です。待機児童の解消というのももちろん大事ですけども、そういった少しでも温かい運営をしていただけると、非常に医療的ケア児を抱えている保護者の皆様も安心して本町に住んでいただけるのかなと思いますので、しっかりとそこを、まず待機児童解消というところからになると思いますけれども、ぜひよろしくようお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

女性の健康課題ということで今回質問させていただきました。

2024年2月の日経新聞では、経済産業省は、女性特有の健康課題による経済損失が3.4兆円となっているということで出しております。その中で、やはり女性特有の、男性には分からない女性特有の症状というのも様々ありますし、このところでご退職されたりとか、なかなか仕事への意欲が湧かなかつたりとかというのもどうしても出てしまうところであると思います。そのあたりなんですけれども、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの調査では、働く女性の7割が勤務先が女性の健康や体に関する十分な支援をしていないと答えているというアンケート調査もあります。

柴田町では、先ほど町長答弁でも、いろんな施策を、職員の皆さんに施策をしているということなんですけれども、そのあたり実際取りやすいのかというか、相談しやすい状況なのか伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 相談体制についてということのお尋ねでございます。

先ほどの町長答弁でも申し上げましたように、総務課に職員係に女性職員を配置して、相談しやすい環境づくりに取り組んでいるということで答弁させていただいておりますが、実際相談にどれくらい来るかという、数は少のうございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） 実際になかなか相談しづらいかなとも思うんですけれども、門戸を広げていつでもどうぞというのもおかしいんでしょうけれども、そういったところを広げていくということは必要だと思うんですけれども、そのあたりどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） なかなかアナウンス自体どのようにしていいかというところに、もうそこから悩みどころかなというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） やはり働きやすい環境というところを整備していくということが必要だと思います。もちろん相談しやすい窓口を設けたからといって皆さんがもちろん相談に来るわけでもないですし、なかなかこういうのって相談しづらいんですよね。そういった意味で門戸を広げて、例えば何曜日の何時にみんなで集まってそういったものを話し合うとか、そういったものもこれから必要になってくるのかなと思うんですけれども、そのあたりの考え方というか、ただ設置、配置していますよ、環境整えていますよと言っても相談しにくいと思うんですけれども、そのあたり総務課として何か門戸を広げるというか、何か相談しやすいような体制づくりというのは考えているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） ただいまの平間議員からのお話では、例えばしゃべり場のような形とか、そういう形もあるのかなというふうに私受け止めさせていただきましたが、実際どのような形で展開ができるのかというのは、近隣の市町なども調査しながら、今後これからちょっと研究していきたいなと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） 今、町の職員のことということで伺いましたけれども、やはり職員だけでなく、もちろん町民の方、あとは町内の事業所というところにもつながっていくと思うんです。このあたりの女性特有の健康課題に対する普及啓発活動というのは、今のところどのような形をしているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 町民の皆さん、または企業、事業所の皆様方へのそういう啓発というようなものに関しては、今までやってきたというのはちょっと経緯は記憶にないところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） もちろん今まで多分なかったのかなと思います。ここ数年出てきたものだと思うんです。SNSも発達して、女性の皆さんが話しやすい雰囲気になってきたのかなということもあるんですけども、これらのことをしっかりとしていくことで、皆さんで相談できるような環境づくりというのはやっぱり必要なのかなと思うんです。そのあたりを、今後ものを使って何か町でこうしようという計画とかは全くないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） なかなか、町長答弁でもございましたとおり、デリケートな問題というか、デリケートな課題だということを認識してございます。大々的にSNS使ってお知らせをしていくというようなことも一つの手かもしれないんですけども、まちづくり政策課のほうでは男女雇用のほうの関係やっていますので、そういったチラシの中の一つのコーナーとして、そういった問題を取り上げるというようなことは考えていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） やはり男女共同参画推進関係で、男性、女性、それぞれいろいろな体の悩みでもあると思います。特に女性に関してはライフイベントで、本当にいろいろな年齢によってその悩み、相談というのも変わってくると思います。その中でしっかりと、男女共同参画の事業の中で広報紙を通じた啓発などを行っていただけるといいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、こちらに対しての相談体制というのは特にないということでもよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 女性特有の健康課題の相談と特定されているわけではないので



すが、体の健康相談ということで月1回程度行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） その中で、ちなみにどんな相談があったのか伺いたと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 実際、体の健康相談は月1回程度催しているんですが、今のところ女性特有の健康課題の相談とかという実績はございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） 令和5年6月13日なんですけれども、女性活躍・男女共同参画重点方針2023（女性版骨太の方針）ということで出ております。その中に、生涯にわたる健康への支援という中で6項目出されております。その中で、事業主健診の充実による女性の就業継続等の支援ということで出ているんですけれども、やはりこの中を見ますと、女性が就業率が上がっていく中で、女性と仕事の健康課題だったり、女性特有のライフイベントに影響する望まない離職をしたりというところであるんですけれども、その中にフェムテックという考え方が新しく入っております。こちらのフェムテックに関しては、町のほうではどのように理解をされていますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） フェムテックに関しましては、これは女性が抱えます健康問題をテクノロジーを使いまして解決する製品とか、そういったサービスとかを指すというものだというふうに認識しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） この考え方を基に、町のほうではこれを利活用するというお考えはないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 今後利活用というようなことなんですけれども、フェムテックの製品なりサービスを行っています事業者のほうとの連携という部分の事業が必要になってくると思いますので、なかなか柴田町だけ単独で実施するというようなことができないような状況になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） 様々な自治体でもこのフェムテックを活用しているというところがあるんですけれども、その一部といたしましては、例えば健康教育プログラムの提供、女性の健

康に関する教育プログラムを提供することで女性の健康な生活を送るための情報提供しますだったり、フェムテックアプリの推奨だったり、健康データの収集や分析、健康施設への導入やコミュニティイベントやワークショップの開催というのもございます。ぜひ、まずいきなりというのは難しいと思いますので、女性特有の健康課題についてまずみんなで話し合う場というのが一番設けやすいのかなと思うんです。例えば私ももう年齢的には更年期を迎えているんでしょうね、だと思えますけれども、そういったところのみんなでわいわいお茶飲みながら、さつきしゃべり場なんていうのもありましたけれども、そういったものを例えば男女共同参画の研修の中で行うとか、そういったことは考えられないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 先ほどもお話ししたとおり、なかなかデリケートな問題で、なかなかオープンに皆さんがお茶を飲みながらお話しするということのようなことが難しい、今の時点ではなかなか難しいのかなというふうに思っております。お話し合いの前に、やはり少しでもこういったものがあるんだ、課題になっているんだというような部分を住民の皆さんやっぱり知っていただくということがありますので、まずは紙面によるお知らせというか、啓発活動を行って、その次の段階としては、今、平間議員おっしゃるような、皆さんで集まってのお話しする機会を設けるというようなことが、段階を踏んで行っていくようになるのかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） すぐということでももちろんありませんので、そういった計画を順序を踏んでいただけると非常にいいかなと思います。

ちょうど昨日の河北新報の中に、年齢とともに変化する女性の健康問題というのが入ってありました。こちらが広告として、昨日の新聞なんですけれども入ってありました。これを見ると、やはり女性は、小児期、思春期、成熟期、更年期、老年期ということで、様々な場面迎えていますということでもあります。そして、こういったものを皆さんと一緒に共有しながら、ぜひ今後進めていっていただければなと思います。

最後に、ちょうど3月1日から3月8日まで、3月8日が国際女性の日、それに設けまして、厚生労働省では毎年3月1日から3月8日までを女性の健康週間と定めております。女性の健康づくりを国民運動として展開しているということでございますけれども、今日ちょうど町のLINEにもこのお知らせが入ってきました。こういった活動が少しずつ少しずつ進んでいけば、皆さんの自分自身の健康問題にも新たに取り組めるとは思いますが、そのあたり、来年も再

来年も続くと思いますので、そのあたりをしっかりと町民の皆さん、そして町内の企業者さんにも周知するという事は可能でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 今、平間議員からご紹介ありました女性の健康週間、3月1日から8日まで厚生労働省で行っているということで、ちょっとLINEのほう、ちょっと今日配信ということでちょっと遅れてしまいましたけれども、このような女性のことを知ってもら。要は、私もちょっと中を見たんですが、スマート・ライフ・プロジェクトというんですか、女性の先生と、あともう一つは元体操選手とスポーツドクターの女性の方との対談とか、そういった非常に分かりやすく、男性でも見られるようなところがありますので、そういったところを徐々に周知できればなと思っております。

あと健康推進課としては、健康しばた21を6年度に策定して7年度から始まる計画なんですけれども、そちらの中に、健康日本21でも女性の健康を新規に項目立てしているところ、それから第3次みやぎ21健康プランの中でも、優先する課題として、女性の痩せとか、女性の朝食欠食とか、そういうのがうたわれていますので、これから検討して盛り込んでいければなと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君） ぜひ進めていただきたいと思います。

すみません、本当の最後です。

しばたの男女共同参画通信見せていただきました。その中の令和5年10月、第8号ですね、その中に国際女性の日ということで掲載されておりました。3月8日です。この3月8日というのがミモザの日ということで、黄色い花、ミモザって何か黄色い花なんですけれども、それがシンボルだということになっております。この質問に当たりまして、この日に女性の皆さん、そして女性を支えている男性の皆さんに、改めて自分自身へのご褒美ということでミモザの花を送っていただければいいのかなということで、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） これにて17番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

次に、3番吉田清君、質問席において質問してください。

〔3番 吉田 清君 登壇〕

○3番（吉田 清君） 3番吉田清、大綱2問、質問させていただきます。

1 問目、胃がん検診での胃内視鏡検査の選択制について。

がんは国民病とも言われており、一度治療しても転移するなど再発の危険性がある病気であ

り、早期発見が何よりも重要です。

厚生労働省が2023年9月に公表した「2022年の人口動態統計（確定数）」によると、がんによる死亡数は38万5,797人で、そのうち胃がんは男性で3番目、女性で5番目に亡くなっている方が多い疾患です。

私の友人も昨年、胃がんが見つかり、現在治療中です。突然の診断で本人はもとより、家族も本当に怖い病気になってしまったと、早期発見の重要性を話していました。

そこで伺います。

1) 本町の胃がん検診はバリウム検査のみとなっていますが、胃内視鏡検査との選択制にすることは考えられませんか。

2) 胃がん検診受診率を上げるために、ピロリ菌検査の除去に取り組んではどうですか。

#### **大綱2問目、医療的ケア児及びその家族の支援について。**

全国の医療的ケア児（在宅）は、厚生労働省の発表によると推計で約2万人いるとされています。医療的ケア児は医療の進歩により毎年増加しており、こうした実態から医療的ケア児とその家族が状況に応じた適切な支援を受けられるように、令和3年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。この法律の第5条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する」と規定しています。

そこで、本町における医療的ケア児の支援状況について伺います。

1) 町の医療的ケア児の実数は。

2) 町の医療的ケア児の現状と今後の取組は。

3) 災害時の医療的ケア児の避難行動支援はどうなっていますか。

4) 医療的ケア児の保育所入所について、今後、受入れる体制づくりが必要と考えますが、現状と計画はどうなっていますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 吉田清議員、大綱2点ございました。

胃がん検診での胃内視鏡検査の選択制でございます。

現在、町では、令和7年度から胃がん検診での胃内視鏡検査の導入に向けて、町内医師会等から助言や指導をいただき、検診の体制整備について検討を重ねているところです。

導入に向けて問題となるのは、どの年齢層を対象とするかです。

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針では、胃がん検診の受診を特に推奨する者として50歳以上69歳以下の者としています。仮に、この年代の方を胃内視鏡検査の対象と考えた場合、当町では約9,300人が対象となります。そのうち、胃がん検診を申し込み、胃内視鏡検査を受ける方を他自治体の実績等を参考に試算すると約280人となります。

胃内視鏡検査を実施する場合は、医療機関や検診業者に委託することになりますが、試算した約280人の受診見込み者数を、現時点で地元の医療機関が全て受け入れることは難しいこと、検診業者に委託する場合は受入れ人数、実施期間などの調整が必要であること、また、委託料が増えることに対する財源の確保などの検討も必要となります。

令和6年度においては、こうした課題を解決し、令和7年度に導入できるよう準備を進めてまいります。

2点目、ピロリ菌の問題です。

国立研究開発法人国立がん研究センターがん予防・検診研究センター発行の有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン2014年度版に、ヘリコバクター・ピロリ抗体検査については、胃がん死亡率の減少効果を示す明確な根拠はなく、対策型の検診としての実施は推奨しないとされております。県内では過去にも2町でピロリ菌検査を実施したようですが、既に1町では終了し、残りの1町でも今年度で終了予定との情報を得ております。

令和7年度に導入を目指している町の胃がん検診での胃内視鏡検査でも、ピロリ菌感染の可能性について診断を行う場合も考えられますので、胃内視鏡検査導入に向けた検討の際や、医療機関及び他自治体でのピロリ菌検査の実施状況などを注視してまいります。

大綱2点目、医療的ケア児、その家族の支援でございます。

平間奈緒美議員と重複する可能性もありますので、御了承いただきたいと思っております。

1点目と2点目は関連しますので、一括でお答えします。

医療的ケア児とは、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

宮城県医療的ケア児相談支援センターちるふぁが公表している宮城県内の医療的ケア児は333名で、そのうち、町内の医療的ケア児は、保健師が新生児訪問や乳幼児健診などの際に把握している6名です。

近年、医療的ケア児が増加している背景には、新生児医療の進展や医療設備の整備により、

超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもたちの命を救うことができるケースが増えたことによるものです。今後も医療技術の進歩とともに、医療的ケア児も増加することが見込まれています。

平間奈緒美議員の質問にもお答えしましたが、障害福祉サービスの一つである障害児通所支援においては、医療的ケア児に対応可能な児童発達支援事業所等は圏域に大変少ない状況にあります。ケアに対応可能な事業所へ通所している方もいらっしゃいます。

医療的ケア児の支援については、仙南2市7町で構成する仙南地域自立支援協議会のこども支援部会において、障がい児や医療的ケア児の支援に関する情報共有をしております。連携体制については、県の機関である宮城県医療的ケア児等相談支援センターちるふあや仙南保健福祉事務所、また、仙南圏域の相談支援の中核的機関である基幹相談支援センターと連携しながら、支援に取り組んでまいります。

3点目、災害時の避難支援です。

災害時の避難行動支援につきましては、平時から隣近所などにご本人の状況を伝えておき、いざというときには協力を求められるような顔の見える関係を築いておくことが重要です。

また、避難行動要支援者に該当する方は、支援機関である自主防災組織、消防本部、民生・児童委員、社会福祉協議会と、支援に必要な情報の共有に同意することで、災害時に避難支援を受けられる可能性があります。現在は1名の方が医療的ケア児として登録されております。

今後、登録されていない5名の方につきましては、改めて、避難行動要支援者名簿への登録について意向確認を実施いたします。

4点目、医療的ケア児を保育所で受け入れるためには。

これも重複いたします。

1つに、看護師の配置や、保育士が研修を受けた上で、特定の医療的ケアを実施することになりますので、そのケアができる人材の確保の問題があります。しかし、看護師の採用は大変難しく、保育所のみならず、障害児通所事業所でさえ、医療的ケア児に対応できる看護師を確保することが難しい現状にあります。

また、柴田町は保育士不足などの理由から、通常の保育でさえも、全ての入所希望者を受け入れることができない現状にあります。

2つに、医療的ケアを提供するためには、衛生的な環境や安全確保の観点から、保育所内に一定のスペースを確保しなければならないという施設整備の問題があります。医療的ケア児を受け入れるとなった場合、現在の保育所の1部屋を医療的ケア児用の部屋としなければならない、そうすると、通常の保育室が減り、その分、受入れ人数を減らさざるを得なくなってくる。

今後、本町の喫緊の課題である保育所での待機児童解消にめどがついた際には、医療的ケア  
児を受け入れる体制づくりについて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

1時再開といたします。

午前11時49分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

吉田清君、再質問ありませんか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 確認させていただきますが、胃がん検診での胃内視鏡検査を選択できる  
ことについて、現在、平成7年度の導入に向けて検討をしているということによろしいのでし  
ょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 町長答弁でも申し上げましたとおり、現在、町内の医師会等か  
らご助言やご指導いただきながら、検診の体制整備について今検討を重ねているところでござ  
います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 令和6年度の胃がん検診は、今までどおりバリウムによる胃部エックス  
線検査を行うということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 令和6年度ということによろしい……（「はい」の声あり）令  
和6年度は、今までのとおりバリウムによる胃部エックス線検査を行うということになります。  
令和7年度からの、令和6年度は令和7年度からの胃の内視鏡検査導入に向けた検討期間と  
して準備をしていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 分かりました。

令和6年度は、今までどおりのバリウムによる胃部エックス線検査を行うということですが、  
令和4年度または令和5年度の胃がん検診の対象者数が何人か、分かればお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 胃がん検診の対象者ですが、令和4年度と5年度ということで、まず、胃がん検診の対象者ですが、国の指針に基づきまして40歳以上としております。令和4年度の対象者は2万3,258人、令和5年度の対象者は2万3,264人となっております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） そのうち胃部エックス線検査を受けたのは何人になりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 対象者の全世帯に申込書を送付しまして、申込者が、令和4年度が4,252人が申込みされたんですけども、そのうちバリウム検査を受けたのは2,714人でございます。令和5年度は申込者が4,311人で、そのうちバリウム検査を受けたのが2,593人となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 厚生労働省では、町長答弁でもございましたがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針を平成28年4月に改正し、市町村がバリウムによる胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のどちらかを選択できるようになりました。

本町の胃がん検診は、現在バリウム検査のみであるため、バリウムを飲み、嘔気、つまりげっぷを我慢して、検査台の上で体をぐるぐると回されて検査が行われております。検査終了後は、バリウムを排せつするために下剤を飲み、できるだけ水分を多く取ります。うまく排せつできないと便秘になり、病院に行く場合もあります。また、バリウムに対してアレルギーの反応が出る方もいます。検査台でぐるぐる回り、具合が悪くなり目まいを起こすなど、年配の方からは、バリウム検査が苦手なのと体を簡単に動かせないで受けていないとの声もいただいております。

そこで、本町でバリウム検診時に今までトラブルなどはあったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 年に一、二名程度、誤嚥をする方がいらっしゃいました。その後の経過を検診の委託している団体とか、町でも確認をしております。その結果、大事に至った例は今のところございません。

また、先ほど議員おっしゃったように、いろいろ体勢がぐるぐるとなるようなところで、体勢が維持できなくてバリウム検査ができないという方も年に数名程度いらっしゃいます。



○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） トラブルに対して、事前の対応などは何か行っておりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） トラブルが起こらないようにというか、そういう事前のこちらの周知ということで、受診票と一緒に大切なお知らせとして、受けられない方、例えば検診でアレルギー症状が出るとか、妊娠中の人とか、あとは受けるのを勧められない方、腸閉塞とか、腸捻転等の治療を受けたことがあるとか、そういう人です。あとは受診可能か医師への確認を求める方などの項目に該当するかどうかというようなのを確認できる一応用紙を受診票と一緒にお送りして、全ての項目について確認をお願いをしているところです。

それと当日の注意として、当然飲食した方とか、インスリン注射をした方など当然受けられないという、あとは検査台の上で1人で体位交換できないとか、そういう危険性がある場合等は検査を中断、お断りする場合がありますと記載しているような用紙等を会場のほうに準備をしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 吉田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 令和6年度の胃がん検診においてはバリウムでの検査で実施することなので、今までどおりしっかり対応していただければと思います。

先ほど胃内視鏡検査を令和7年度から導入したいと答弁をいただきました。令和元年6月に吉田和夫議員が同様の質問を行いました。今までに導入に向けた検討はどのようにされてきたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 今まで打合せというか、まず業者との打合せを行っております。回数等はちょっと把握はしていないんですけれども、町で行っているがん検診の打合せなどは電話等で随時行っており、その際、内視鏡についての情報提供や確認等についても業者と行ってまいりました。

それから医師会との打合せ、研修担当医の先生というのがいらっしゃるのですが、その先生とは随時相談をさせていただき、あと医師団の役員会等でも3回程度打合せをさせていただいております。それから町の医師団の全体の先生方に対して2回ほど打合せというか、特定健診と予防接種の打合せの際と、あと1月に行う保健事業の打合せの際に相談をさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番(吉田 清君) 現在導入している自治体や導入に向けて検討している自治体の情報があれば教えていただきたいと思います。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長(佐藤正人君) 私のほうで把握しているのは、県内で胃がん検診の際に胃の内視鏡検査を導入しているのは、仙台市と大衡村というのは確認をさせていただいております。

それで、令和6年度に開始予定だよとちょっと確認をさせていただいている自治体というのが、4自治体ほど把握をしております。

また、うちのほうの町と同じように令和7年度に向けて今進めているよというような団体につきましては、9から10あるというような情報は得ております。

○議長(高橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○3番(吉田 清君) ピロリ菌検査についてですが、先ほどの答弁では、県内1町しかなく、そこも今年度で終了予定ということでしたが、理由などは把握されていますか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長(佐藤正人君) 県内で、今、検診と一緒にピロリ菌検査をやっているところは川崎町さんだと思いますけれども、そこにちょっと聞いたところ、今年度で終了予定ということでした。一番の要因は、聞いたところ、川崎町さんも内視鏡検査の導入ということを考えておりまして、受診者がちょっと減少しているためにちょっと終了するようなことはおっしゃっております。

業者のほうにも聞いたんですけれども、ピロリ菌は、幼少期にピロリ菌に汚染された水を飲んだことによって感染、それが原因となって、免疫が完成する大人の人がなかなか感染しにくいというような菌ということで、一度検査をすれば大丈夫だと言われているところもそこなのかなと思います。そういうこともありまして、受ける人も減少しているのではないのかなと思っております。

○議長(高橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○3番(吉田 清君) 例えば、現在町の胃がん検診でピロリ菌が見つかりました、発見しましたといった場合、除菌までにつながっているのでしょうか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長(佐藤正人君) 今やっている検診のバリウム検査で胃炎が発見されたら、精密検査、内視鏡検査のほうをご紹介して、させていただいて、そこで精密検査でピロリ菌疑いとなった場合には、検診業者または病院での除菌を勧奨しているというふうなことでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田 清君） 胃内視鏡の質問に戻りますが、導入をしている自治体の情報を把握していますかと質問させていただきました。その中に仙台市の名前がありました。私も仙台市健康福祉局の担当課に話を聞きに行っていました。導入するまで仙台市医師会と宮城県対がん協会とのワーキングを7回行い、平成31年4月から開始されたとのことでした。胃カメラ検査の対象年齢は50歳以上とし、混み合わないよう、まずは偶数年齢を対象にし、受診間隔は2年に一度ということです。国民健康保険加入者は無料で受診できます。令和2年度の胃カメラ検査の申込者数は1万3,786人、令和3年度は1万3,770人、令和4年度は1万4,773人、コロナ禍の中でもバリウム検査から内視鏡検査に移行した受診者数は約5,000人で、過去3年間にバリウム検査の受診歴のない新たな受診者は約3,000人とのことでした。担当者の方は、内視鏡検査に移行してから申込者数が想定以上に多かったことに大変驚いておりました。このことから、胃がん検診の関心の高さがうかがえると思います。

先ほどの答弁では、柴田町の内視鏡受診者見込者を試算すると約280人ということで、地元医療機関で受け入れることは難しいことや検診業者に委託した場合には実施期間を調整が必要で、あと財源の確保ということも課題だとありました。

町長にお伺いたします。ぜひ令和7年度から胃内視鏡検査の導入に向けてこれらの課題を整理していただき、スムーズに導入できるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長、指名でございます。どうぞ。

○町長（滝口 茂君） 問題は、先ほど言ったように、バリウムから胃カメラに移行することによって相当利用する方が増えたということは、それだけ財源が伴うということでございます。大坂議員をはじめ、いろんな方々に申し上げておりますが、これ以上一般財源が増えますと、令和8年予算が組めない状態になっているのが柴田町でございます。そのほかにも、優先すべきは子どもたちの医療費の伸び、これは必ず対応しなければなりませんし、保育環境の整備も急がなければなりません。それから後期高齢者への支援金、これも3,000万を超えると。今年度は新たに、まだ予算化しておりませんが、コロナワクチン接種の予算もしなければなりません。ですので、将来の義務的経費になる政策については極力抑えていかないといけないという財政状況でございます。

ですので、令和7年度から胃カメラ検診については実施する方向で今、医師団と協議をしております。吉田和夫議員からの引継ぎで多分質問されていると思いますので、実現に向けて努力をしたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 令和6年度を胃内視鏡検査導入に向けての十分な準備期間に設けていただいて、6年度は向けていただいて、令和7年度から実現できるようにお願いいたします。

胃内視鏡検査の質問はこれで終わります。

2問目、先ほど平間奈緒美さんからも同じような質問、答弁もいただきましたが、あえて医療的ケア児の質問をさせていただきたいと思います。

現在、第7期柴田町障害福祉計画及び第3期柴田町障害福祉計画を作成されていると思いますが、第6次柴田町総合計画（後期基本計画）の項目では、地域ケア会議の充実とありました。多職種の視点によるケアプラン作成に向けた地域ケア会議、個別会議の充実と地域包括ケアネットワーク連絡会、地域ケア推進会議などによるネットワークの構築、地域資源開発、地域課題の把握を行いますとありますが、地域ケア会議等はどのくらいの頻度で開催されたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 地域ケア会議というところでのご質問かと思えます。

議員おっしゃいます地域ケア会議なんですけれども、総合計画ですか、あと後期の計画のほうでは、個別の施策としまして、実は高齢者福祉の充実のほうですか、そちらの項目に掲げているものでございます。

この会議なんですけれども、介護保険法のほうで規定されている部分がございます、町ですとか、地域包括支援センターのほうで設置運営して、行政の職員ですとか、あとは地域の関係者の方で構成される会議なんですけれども、会議の機能については、議員おっしゃるとおりなんですけれども、地域包括ネットワークの連絡会というのがあるんですけれども、そちらで2つの地域ケア会議という部分がございます。2つございます。

1つが、議員おっしゃられた多職種のメンバーで構成されている会議なんです、個別の事例とか、ケースとか、そういう課題を解決するための検討する地域ケア個別会議というのを今年度4回開催しています。

あともう一つは、その個別会議ですとか、あとは地域包括ネットワークの代表者の会議があるんですけれども、そちらで抽出された課題とかを集約する地域ケア推進会議というものを今年度1回開催しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） また、項目の中で障がい児支援体制の強化とあります。医療的ケア児へ

の支援のため、関係機関などから構成される協議の場を設置し、支援体制の充実に努めますとあります。実際に医療的ケア児のご家庭に伺って話を聞いたりした職員さんや保健師さんなどはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 医療的ケア児との関わりで一番最初に関わり合い持つ可能性があるのは保健師で、乳児家庭の全戸訪問とか、乳幼児健診での把握等で把握というか、そこで一番最初に把握するような形になると思います。その際に、当然医療的ケア児となった場合には、把握した子どもさんに対しましては、身近な相談者として定期的な支援を行うということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 私もこの質問をする前に、実際にケア児の現状を知ることが一番大事なのかなと思って、実際に伺って話を伺いました。それで私が言われたことは、自分の子どもだったらどう思うのか考えていただきたいということなんです。そして家族が、私が倒れたら誰がこの子を見るのか切実に考えていただきたいということでした。このことは本当に、直接その親御さんにしてみれば、本当これはもう大変なことだなと私は受け止めたので、町の方も分かっていたらと思います。

現在、町で把握している医療的ケア児は6名ということですが、6名のうち避難行動者支援名簿に登録しているのは1名でよろしかったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 登録している方は1名ということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 2018年北海道地震では、全域停電、ブラックアウトが発生し、人工呼吸器やたん吸引など生命維持に必要な電源確保が課題とされました。21年施行のケア児支援法は、附則で、災害対応について必要な措置を講じると規定、改正災害対策基本法では、自力で避難できないケア児らの個別避難計画作成が市町村の努力義務となったとあります。本町ではケア児避難行動ガイドラインはあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） ガイドラインというお話でございます。

ケア児に限定したガイドラインというのはございません。今、町のほうでは避難行動要支援者支援の手引というのがあるんですけども、そちらのほうでの運用となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 先月、先進自治体の取組として茨城県つくば市に行っていました。最新の医療用介護ロボットは、世界から注目を浴びるほど、世界から多くの人が視察に來ています。つくば市では、医療用介護ロボットだけではなく、障がい者やケア児のための災害時対応ガイドブックがあり、主治医、訪問介護ステーション、緊急時の予備バッテリーなど、平時から近所の人に協力を求めたり、依頼したり、一人一人に合った避難行動ガイドラインがあります。本町でも一人一人に合った、医療ケア児に合ったマニュアルを作成し、課題は何なのかなどを早急に調査し、作成する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 一人一人に合ったマニュアルというお話だと思います。

ケア児のほう、なかなか必要なケアというのですか、人によって大変状況も変わるというところもありますし、一口で言ってもなかなか大変難しいところはあるのかなと思います。

今回の町長の答弁のほうにもございました避難行動の避難行動支援というところでは、ご家族とか、あとはご親族の方で対応される方もいらっしゃると思うんですけれども、まずは要支援者となる方には、支援に必要な情報を共有することにまずご同意いただけるかどうかというのがポイントになります。その意向確認というのが必要になるというのがまずあると思います。まずは、答弁のほうにもありますとおり、登録されていない5名の方について意向確認をさせていただければなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 分かりました。

保育所入所の件になりますけれども、先ほど平間奈緒美さんも話されたように、令和3年9月の法律で責務として、これまでは努力義務だったんですが、これが責務として市町村の役割であったり、また、保育所設置者に関しては、公立保育所だったら柴田町というのがあるので、責務として受け入れる体制づくりをしっかりとやっていきたいと思いますというのが今回の法律の趣旨でありますということでもあります。

そこで、保育所の受入れになるわけでありましてけれども、医療的ケア児を受け入れる体制づくりについて、先ほども言いましたが、医療的ケア児支援法の自治体の責務としては、医療的ケア児が在籍する保育所などに対する支援をしっかりとやっていこうということでもあります。具体的には、医療的ケア児が家族の付添いなしで希望する施設に通えるよう、看護師もしくは准看護師または喀たん吸引などを行うことができる保育士もしくは保育教員などを設置するとい

うふうにもなっているわけでございます。

先ほど平間奈緒美さんの質問答弁で、相談がないからガイドラインは作成しないということでありましたが、私は1月22日、宮城県医療的ケア支援センターちるふぁについて、県議会議員、会派の同僚議員数名で、宮城県福祉部の精神保健室長から約2時間レクチャーをしていただきました。宮城県では、医療的ケア児を受け入れるための保育園、小学校のガイドラインはもう既にあるので、自治体でも参考にしてガイドラインを作成していただきたいということなんです。平間奈緒美さんも、さっきと同じ資料になりますけれども、国ではもう124億円の概算がもう補助がありますよ、そして保育対策総合支援事業補助金ということで、もうガイドラインの策定をするだけで57万円の補助が受けられる。検討会を設置するにも36万円が支給される。そして看護師の配置1施設当たり529万円が、国から2分の1、市町村から4分の1ということで、もう一人看護師を配置すれば同じように加算されると、こういうもう試算が出ているので、室長から言えば、どうしても仙南地域の方からの問合せもなしで遅れているんだと、もう直接県のほうに問合せが来ているのですということの話を伺ったわけでございます。

そこで、実際にガイドラインができている自治体では、保育園が仙台市、石巻市、利府町、小学校が仙台市と名取だけなんですけれども、しかし、最近では多賀城市、岩沼市、石巻市、富谷市なども作成に向けた取組をされています。仙南圏では医療的ケア児は約24人いるとのことなんです、ガイドラインを作成している自治体はやっぱり1つもないということなんです。

例えば、これまず、ちょっと今、質問飛ばします。

私も実際仙台市にある、中田にある特定非営利法人ココア（心愛）さんに行って話を伺ってきたんです。普通の2階建ての民家を活用した明るい楽しい雰囲気づくりの、もう保育所というよりも、何かすばらしいもうメルヘンチックな、すごいなと思って、私がイメージしていた感覚とはるかに違い、すばらしい施設でした。1歳8か月くらいのたん吸引を必要とする子どもさんがいましたが、20代の看護師さんと保育士さんが担当らしく、看護師さんに話を聞かせていただいたんですけれども、看護師さんは以前は病院勤務をしていたんですけれども、ココア（心愛）さんの場合は医療的ケア児1人を保育士さんと2人で見るので時間的に余裕があるんです、そして私にはこういう仕事合っているんです、本当の看護師の仕事しているんだと、何かもう生き生きとしていたので、すごいなと思ったんですけれども。そして、そこで17名のここには職員が、ココア（心愛）さんには17名の職員が今いるんですけれども、医師が1名、看護師が8名、保育士が8名、そして8名の保育士さんのほとんどは喀たん吸引の受講をしておりますので、ほとんどの人が喀たん吸引ができるということなんです。働く職員も、預ける

保護者の方も、負担軽減につながっていると実感したわけでございます。預け入れ時間も9時から18時までなので、家族も助かると述べているようでした。要するに、体制づくりができているということなのでございます。

先ほど柴田町には受入れの相談がないから作成していないんだという答弁がありましたけれども、では、その問合せが来たら作成するのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君） これはガイドラインということによろしかったですか。ガイドラインのほうですか。（「そうですね」の声あり）

平間議員の答弁でもお話ししましたとおり、看護師の確保や医療的ケア児を受け入れるための衛生的な保育所での部屋の確保ができた際は、ガイドラインの作成する検討をしてみたいという形です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 名取市では、もう既に小学校に医療的ケア児が入っているんです。というのは、いきなり最初から小学校に医療的ケア児入ることは難しいんです。保育所で医療的ケア児が入っているから、そのまま移行して小学校に入るわけなんです。要するに、保育所の設置が一番大事だからガイドラインをつくっていただきたいというのは県からの趣旨でもあると思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君） 何度も答弁させてもらっているところでございますけれども、同じような回答にならざるを得ないんですけれども、今言った体制整備ができた際はガイドラインを作成する検討をしてみたいです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 昨年になるんですけれども、仙南地域にある障がい児のある方の家族の集いにも参加させていただきました。実際に医療的ケア児のお子さんを連れての会合でした。これには、結局は仙南には入所可能な保育所はないということで、今もなんですが、もう数名の方が遠距離である名取市や仙台市へ通所しています。保護者会では、施設のない状態が続いているから仙南地域には住めないと悲痛な声を上げて、実際に名取市や仙台市に引っ越している方もおられます。

今後、医療的ケア児が本町の保育園を希望しますと話があった場合に備えて、何度も言いますけれども、相談がないからではなく、今から受入れ計画とガイドラインを作成しておくべき



だと思っんです。先ほども、保育士、待機児童がどうしても優先になる、部屋がないからなかなか財源の面でも大変だという話もありましたけれども、実際にこの話を医療的家族の6名のご家族が聞いたらどういう思いをされるのかなど。私は正直、情けないというか、柴田町冷たいと思っんじゃないかなと思っっております。町長、最後にですけれども、今後のガイドラインの受入れについて、一言、前向きな答弁をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私も吉田和夫議員から、障がいを持つ子どもたちとお話をさせていただきましたけれども、感情とやっぱり予算というのはやっぱり切り離して考えていかざるを得ないというふうなのは考え方です。

今、船岡保育所に、先ほど課長が申しましたように、1人のお子さんを預かるには看護師さんを雇わなければならない。それから保育士さんについては研修を受けさせなければならない。そういう体制が実は柴田町では取れていないということなので、ガイドラインをつくるということは、将来そういう受入れを前提とした体制整備を進めなければならないということになります。看護師さんの見通しは、保育所では当然足りないんですが、この障がい児を受け入れる方の施設に対してもこの看護師さんが雇えない。ご指摘のあったところは、生き生きとして活躍しているということだったんですが、そういう看護師さんが確保できないということでもありますので。

それから、また、この看護師さんは補助制度、私も補助制度まだよく見ていませんが、何か看護師さん2人を雇わないと補助金が出ないような仕組みになっているやにちょっと聞いておりますが。その辺、課長どうなの。2人なの、1人でもいいの。（「いや、1人」の声あり）1人まで。（「2人」の声あり）あれ。（「1人で」の声あり）1人で……。

○議長（高橋たい子君） 静粛に。

○町長（滝口 茂君） ちょっと休憩させていただければ。

○議長（高橋たい子君） 暫時休憩。

午後1時38分 休憩

---

午後1時40分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

町長。

○町長（滝口 茂君） 確認しましたら、ココア（心愛）の施設は医療的ケア児の専門的なところということなので、保育所とはちょっと違うということでございます。

看護師は確かに1施設当たり529万ですが、1人では対応できないということなので、その場合は拡充があるという整備でございます。

先ほど申しましたように、これを具体的に船岡保育所で実施するとなると、1部屋空けなければなりませんので、それだけでなく一般の保育士さんが、保育所に預ける人たちの不満がまだ解消できておりませんので、やはりそちらを優先せざるを得ないということでございます。

県につきましては、やっぱりこういう専門的な医療ケアを仙南にも造っていただけるように働きかけをしなければならぬと改めて思ったところでございます。ですから、一般の保育所で今すぐというのはなかなか、今聞いてみますと、私の判断としても難しいのかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 吉田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田 清君） 今、仙台市でも大分医療的ケア児の施設はもう充実されておりましたけれども、これは以前、やっぱり仙台市の医療的ケア児や保護者会などが何度も言っても、仙台市に申しても全然も進まないし、もう何年も前から要望してももう前向きな回答がなかったということで署名を集めたんです。それで、もう県内外からも1万筆以上が集まってはじめて仙台市長に提出して、今こういった仙台市では充実されているんですけども、私が言いたいのは、柴田町においては、署名活動されて提出されてから、さあ、造りましょうということは避けていただきたいと思ったので、せめてガイドラインの作成は準備しておくべきだなという前向きな質問をさせていただきました。

以上で終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて3番吉田清君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

1時55分再開いたします。

午後1時43分 休 憩

---

午後1時55分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次の質問者、吉田和夫君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認いただきます。

それでは、11番吉田和夫君、質問席において質問してください。

〔11番 吉田和夫君 登壇〕

○11番（吉田和夫君） 11番吉田和夫でございます。大綱2問、質問させていただきます。

**1 問目、防災対策として無電柱化を進めよ。**

今年の元日に能登半島地震が発生した。2月3日付けの河北新報によると、石川県は災害関連死も含め240人が亡くなり、住宅被害は4万9,440棟に及ぶとのことだった。瓦礫と共に電柱が無造作に倒れ、復旧の妨げになっているニュースが流れていた。阪神・淡路大震災や東日本大震災でも多くの電柱が倒壊し、救助活動や復旧作業の妨げとなっていた。

今年の1月に産業建設常任委員会で視察した岡山県矢掛町や津山市では、一部で無電柱化されており、道幅も広く感じ、歩きやすかった。本町の基幹道路だけでも計画的に無電柱化を進めるよう提案する。

また、いつ起こるか分からない災害に対応するため、ダンボールベットの備蓄やトイレトレーラーの配備などを計画的に進めるよう提案する。

1) 国の目標は令和3年度から5年間で約4,000キロメートルの新たな無電柱化に着手しているが、本町の無電柱化計画は。

2) 宮城県も毎年「無電柱化推進計画事業」を打ち出しているが、本町では応募しているのか。

3) 基幹道路（旧国道4号線）から計画的に進められないのか。

4) 能登半島地震からどんな教訓を学んだのか。

5) 全国の自治体からトイレトレーラー20台が集結した。本町でも検討できないか。

6) 県内の自治体では能登半島地震発生後すぐ応援対応に赴いたが、本町ではどうだったのか。

**大綱2問目です。带状疱疹ワクチン接種に助成を。**

2年前に訴えたが、検討するとの返答であった。どのように検討されたのか伺う。現在テレビなどで放映されているが、带状疱疹は50歳代から発症率が高くなり、80歳までには約3人に1人が発症すると言われている。

予防策として带状疱疹ワクチンがあり、不活化ワクチンと生ワクチンの二種類がある。带状疱疹ワクチン助成は、数え切れないほどの自治体で始まっている。県内でも川崎町に次いで、県北でも実施に踏み切る自治体があるようだ。

今回の地方創生臨時交付金は、特に困った人に本町では助成された。該当しなかった人にも健康寿命延伸のため、全員が該当するよう助成をしてはどうか。

- 1) どのように検討されたのか。
- 2) 実施されている自治体が増えているが、分析はしているのか。
- 3) 肺炎球菌ワクチンのように、年齢を限定して助成を行うなどの工夫はできないか。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 吉田和夫議員、大綱2点ございました。

防災対策としての無電柱化でございます。6点ほどございました。

1点目と3点目は関連がございますので、一括してお答えいたします。

無電柱化の推進については、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成を図るためとして、平成28年に無電柱化の推進に関する法律が制定されております。この法律の第8条第1項及び第2項において都道府県及び市町村は、それぞれの無電柱化推進計画を定めるよう努めなければならないとする努力義務になっておりますので、柴田町においては、現在まで計画の策定には至っておりません。宮城県においては、令和4年4月に令和13年度までの10年間の計画を策定し公表しており、県管理の道路4路線のそれぞれ1か所と、1路線4か所、計5路線8か所について整備箇所を選定し、推進の目標として掲げております。これまで、宮城県の計画に対する市町村からの要望等の確認については特になく、宮城県として、災害時の緊急車両等の通行や避難路の確保を目的とした緊急輸送道路として位置づけた道路や良好な景観形成が必要と判断された道路について、宮城県無電柱化推進検討会議などで協議され、選定されたものになっています。

宮城県に確認しましたところ、無電柱化の推進は、県や市町村単位で無電柱化推進計画を策定し、個別に事業を行うスキームとなっております。また、費用面においても、電気や通信用の管路を合わせて共同の溝に入れ込む従来方式で工事を行う場合、キロメートル当たり、5億円を超える費用が必要であると国土交通省で試算を示しております。さらに、電線を管理する電力会社や通信事業者の意向、整備計画との調整も必要であることから、たとえ、事業に対する国の補助制度があったとしても、柴田町にとっては、かなりハードルが高い事業であると認識をしております。

また、ご指摘のとおり、能登半島地震の際には電柱が倒れ、救助活動や復旧活動の妨げになる可能性は十分に考えられますが、一方で、電柱の地中化を進めると道路の隆起や陥没によって電線等が破損した場合、箇所の特定がしにくく、また、施工も複雑で難しく、復旧において

は電柱方式より、かなりの時間と費用を要するなどのデメリットも多く考えられますので、現時点で柴田町として事業を推進することは難しいものと考えております。

4点目、能登半島からの教訓です。

1月1日に発災してから、まだ2か月ほどしか経過していないことから、教訓等を導き出すには時期早尚だとは考えております。しかし、改めて、このような災害が起きた際に重要だと感じた点としては、次の3点が挙げられます。

1つは、発災直後に何が起きているのか状況が分からず、自治体をはじめ、多くの人が混乱します。自治体が迅速かつ正確な情報を収集することは、的確な対策を講じる上で最も重要でございます。さらに、正確な情報を住民に迅速に伝えることは、人命を守る上でも、また、住民それぞれが適切な行動を取る上でも重要であることを改めて認識したところでございます。

2つ目に、発災により道路の隆起や液状化現象が発生することによって、交通網に大きな影響を与え、救助活動や消火活動、復旧作業に多大な支障を来すことを想定しておく必要があること。

3つ目に、高齢者のみの世帯が多い場合に直面する震災時の問題として経済的な面から住宅の耐震診断しか行われない場合が多いことや、発生時に若い人がいないため緊急的な対応ができないことなど、多岐にわたり深刻な状況を招くこと。

以上、3点を首長として強く感じたところでございます。

5点目、トレーラーの関係ですが、トイレトレーラーとは、災害時の利用を想定して企画・設計された移動設置型水洗トイレです。洋式便座を設置した広い個室が数室あり、災害発生初期からのトイレ使用や、長期使用時の衛生環境維持に配慮した各種機能を備えています。車で牽引が可能のため、遠方の被災地でもトイレが必要な場合まで移動及び設置が可能です。また、平時には屋外で仮設トイレとして利用できます。

県内では、気仙沼市が所有しており、発災直後の1月5日から石川県輪島市で派遣活動を行っております。

確かにトイレトレーラーについては、災害時には有効に活用されると思いますが、いざ導入するとなると、1つに、車両が高価であること、2つに、平時の保管場所の問題、3つに、所有することにより維持管理が発生するなどの課題が考えられます。

なお、所有している気仙沼市に平時の活用状況を確認したところ、令和5年度の活用状況は、市が主催するイベントでの活用が3回、民間へのイベントへの貸出し回数はゼロ回ということでした。

近年、レンタル型のトイレの快適性も格段に向上していることから、いざというときには、災害協定に基づき避難所に必要なトイレの確保に努めてまいります。

6点目、災害派遣でございます。

今回の柴田町の人的支援については、県が市町村に職員派遣を要請し、県の派遣計画に基づき対応することになります。

2月13日の議員全員協議会の中でも情報提供させていただきましたが、柴田町へは、県などから石川県能登町での避難所運営支援、住家の被害認定調査、罹災証明受付発行業務、石川県輪島市での健康調査、石川県珠洲市、七尾市などでの給水活動の5つの分野で要請がありました。このうち、避難所運営支援については、3月26日から4月3日までの期間に、職員2名の派遣が決まっております。住家の被害認定調査、健康調査については、職員の派遣は可能と回答しましたが、派遣要請はありませんでした。給水活動については、3月20日から5日間の職員派遣が決定しておりましたが、近隣からの給水支援で対応が可能になったとして、令和6年2月14日に、東北地方からの給水活動への職員派遣要請はなくなりました。

罹災証明書受付発行業務については、スケジュールの都合で派遣を見送っております。また、新たに中長期の支援として、下水道関連業務への職員派遣の要請がありましたが、派遣期間が1年から2年となることから、現状の職員数を考えると派遣は難しいと判断しております。

被災地の甚大な被害状況を報道等で見ると、各種の支援要請は長期間にわたることも視野に入れながら、今後の人的支援についても検討してまいります。

大綱2点目、带状疱疹でございます。3点ほどございました。

1点、2点目は関連しますので、一括でお答えいたします。

国が定期接種化を検討しているワクチンの主な審議内容に、带状疱疹ワクチンについても挙げられており、ワクチンの有効性とその持続期間、安全性、費用等について審議が続けられております。

町では、これまで、全国の自治体での費用助成等の状況や当町と同規模の市町において、対象年齢及び助成金額等について情報収集を行ってまいりました。

県内では、現在実施している自治体は川崎町のみで、今後実施を予定している自治体は7市町村と情報を得ております。

助成対象については50歳以上で、助成の上限額は、1回接種の生ワクチンが4,000円前後、2回接種の組換えワクチンが1回1万円前後を想定している自治体が多い状況です。

当町では、50歳以上の人口は1万8,200人、60歳以上は約1万1,400人となっております。各

自治体の多くは、接種率を対象者の3%から5%程度と見込んでいることから、当町でも3%から5%の接種率を見込むと、50歳以上が550人から900人程度、65歳以上が340人から570人程度となります。

実施に当たっては、医療機関での接種体制の協力が不可欠であるとともに、財源の確保が大きな課題となります。

また、令和6年度は、定期接種となる新型コロナワクチン接種を円滑にできるよう、費用の一部助成を検討しなければなりません。帯状疱疹は、感染力が低く、加齢に伴い高い罹患率が見られるものの、死亡に至ることはまれであり、治療薬等も存在しますので、帯状疱疹ワクチン接種については、町の財政状況や国の動向、他自治体の実施状況の情報収集等を引き続き行ってまいります。

3点目、年齢制限でございます。

あえて、町でも帯状疱疹ワクチン接種を導入することを想定した場合の話です。対象年齢を限定した場合について、収集した情報を参考に検討しております。

しかし、国が今後、審議予定としているワクチンの有効性の持続期間について、罹患率が高くなる50歳代で行うのか、発症のピークの70歳代前を対象に行うかなど、ワクチンの有効性の持続期間等も検討することになっていきますので、町が対象年齢を限定する場合には、効果的な対象者を選定できるよう国の審議結果等について注視してまいります。

以上でございます。

当町での対象ですが、50歳では1万8,200人、65歳以上で1万1,400人、何か60歳と言ってしまいましたが、65歳以上が1万1,400人の誤りです。訂正をします。

○議長（高橋たい子君） 吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君） ありがとうございます。

1問目の無電柱化の件でございますけれども、まず、皆さんのほうに補助資料として写真を撮らせていただいて、当局側については白黒ですけれども、議員側ではカラー写真で、大きくもできますので、大きくして見ていただければと思います。

上の写真は、生涯学習センターから槻木駅方面を見た場合の写真でございます。下のほうは、白幡橋を渡ってから槻木駅の方面を見たものです。何人かの私の友人のところにも見ていただきました。ここどこというのが一番最初の で、槻木地区ですよとか、上町地区ですよ、白幡ですよと言うと、こんなに電柱あると思わなかったというのが率直な感想なんです。多いのに非常に圧倒されるんですけども、ふだん何気なく通っています。いざ電柱多いなど

気づくと、多いんだというのに改めて気づくわけですけれども、国土交通省では、防災・減災、安全・快適、景観・観光、この観点から積極的に無電柱化を推進しているというのはご存じだったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 国土交通省のほうで推進をしている内容について理解をしているかということでございますけれども、先ほど町長の答弁でも申しましたとおり、国のほうでは、平成28年に無電柱化の推進に関する法律ということで制定されております。こちらはもちろん町のほうでも確認をしております、今おっしゃいましたとおり、こちらで国土交通省の推進の方針、確認をしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 吉田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君） 町長の答弁でも、国とすれば無電柱化を進めなさいというのが一つの大きな努力義務になったというようなものでございますけれども、宮城県無電柱化推進検討会で協議されたものが検討されて、着工に至るみたいなものなんですけれども、確かに高いです。1キロ当たり、私の資料では4億円となっています。そして期間も長いです。大体計画から着工、完成まで7年、標準でそれぐらいかかっているようなものなんですけれども、毎年、宮城県の予算書なんかを見ると、数億円この無電柱化で宮城県で取っております。毎年目につくのが大崎市、仙台市、これは進めているようでございます。世界に目を向けると、大きな都市、パリ、香港、シンガポール、これは100%無電柱化になっています。また、ハンブルグ、台北、ニューヨーク、これもほぼ間もなく100%の無電柱化。日本では、最も進んでいるという東京、これが8%なんだそうです。早急に進めなければいけないということで国を挙げてこの無電柱化をやっているらしいんですけれども、工期が先ほど言った7年ということで、いわゆる計画だけでも進めたらどうなんだというのが今回の私の趣旨なんですけれども、この計画だけでも進めることできないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 計画ということでございますけれども、まず、県内では宮城県ということで計画を制定しております。それから市町村単位で調べてみますと仙台市、それから近隣では白石市さんのほうでは策定をしているということになっているようなんですけれども、柴田町では、先ほど町長答弁でも申しましたとおり、なかなか費用の面でも難しい状況にあるという観点から現在策定までは至っていないという答弁になりましたけれども、実際に実施できるというような方向性がやはり見いだせない、この事業の計画の策定というのは、現



在のところは難しいのではないかと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君） 全然計画ないよりも、計画だけでも進めているというのもまた違うのかなと思いますし、金額も先ほど言いました1キロ5億円かかるようですけども、工期7年、最近は工期も大分3年ぐらい短くなっています。最新装置スケルカートという管理機みたいな機械を道路にはわせると、3D化されて、ここに水道管が埋まっている、電柱が埋まっているとかというふうに分かるらしいんですけども、これで3年間短縮できるようでございます。今あちこちの産業博覧会みたいところで売出しというか、デモンストレーションやっているようですけども、そういう工機もあるというようなことを都市建設課さんでは把握していますか。新しい機械がこういうのがあるというのだけでもいいですので把握しているでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 現在、吉田議員おっしゃったような工種といたしますか、手法については、申し訳ございません、把握はしておりませんでした。

ただ、こちら5億円云々ということで答弁させていただいておりますのは、管路を設置して云々という工種になります。それ以外にも、直埋設という形で工期等も短縮、費用も短縮ということができるといような手法については把握をしておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君） スケルカートという名前だそうです。管理機みたいなちょっと機械でした。

我々、先ほど趣意書にも述べたように、矢掛町というところに行きました。そこでは400メートルくらいの無電柱化になっておりました。そこでは4億円と言っていましたけれども、4億円かかったそうです。町の持ち出しは400万円、あと国、県だそうです。重要文化財があったので、そういう関連で美観、観光というようなものだったと思いますけれども、4億円で400万の持ち出しでしたというお話でした。ただ、ネックになったのが、その業者ごとに穴を掘るというか、NTTで掘って埋めたら、次、ガス局が来てガスが掘ったり、そしてまた電話線の別なメーカーがまた掘って埋めるとかと、これで業者ごとに掘って埋めたりしたので大変だったというお話がありましたけれども、本当に歩きやすく、狭かった歩道なんかも車椅子で通れるぐらい。こういう計画も少しでも進められたらなというふうに思っておりました。デメリットのほうが大きいということでしたので、頭にだけ入れていただければいいのかなと。

また、4番目の能登半島の件ですけども、まだ短いから教訓はないというようなことであ

りましたけれども、私はもう3点ほど能登半島で感じました。

1つは、崩壊危険の、いわゆる倒壊しますよという赤紙が貼られたところで、避難所に行くのがいっぱいだからそこで、ちょっとした空間で住んでいるというような報道されていて、これ駄目だよねと、せっかく助かった命、助けられなくなりますよね。

それから、ビニールハウスで避難しているという、いわゆる分散型の避難というのが今回非常に多かったんじゃないかなと。

また、初めて聞きましたけれども、戦争時代を思うような学童疎開なんていうのもありました。

今回このようなものを少しでも教訓を生かせればなということで、先ほど町長の答弁がありましたけれども、しっかり学んでいただければなと思います。

5番目のトイレトレーラー、知らずの間に利府町も派遣していました。ご存じだったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 利府町のトイレトレーラーの派遣という質問でございましたが、利府町の担当の方に聞き取ったところではトイレカーということで、トレーラーではなくて、軽トラックの荷台にそのままトイレをつけているというようなのを2台、すみません、荷台と2台であれなんですけれども、2車両派遣しているということでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君） 2台で、男女兼用なのか分かりませんが、2台ずつで4台のトイレを積んでいたようでございます。知らぬ間にいろんなところでトイレトレーラーとか、そういうをつくっているんだなと思いました。

うちのほうのメンバーだったんですけれども、発災から6日目に避難所に入った方がおられます。これは報告書で読ませていただいたんですけれども、愕然としたと。トイレの便器が汚物で埋め尽くされ、またいで使うことができないほどだったと、こう言っておりました。

熊本地震、また、東日本大震災、今回の能登半島、うまく伝わっていないのがトイレ問題だったんじゃないかなという人もおりました。特に仮設トイレは臭い、汚い、暗い、こういう評判だったんですけれども、被災地で喜ばれたのがトイレトレーラー、臭わない、きれい、明るい。サンドウィッチマンのトイレカー、気仙沼に寄贈されたやつ、出動しましたけれども、1回で1,500人分ぐらいの処理できるようでございます。水と、あとはくみ取りはある程度しなきゃいけないでしょうけれども、ソーラーも使っていて非常に快適だったと。

いざというときに、例えば私が思ったのは、トイレトレーラーで、桜の町柴田町なんていう大きなので、何か災害があったら、はい、すぐ派遣とかとあって、そういうような想定してみたいんですけども、誰も想定はしなかったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 気仙沼のトイレトレーラーの件で、町でそれを所有して、派遣をして観光のアピールにも使えないかというお問合せでございましたが、まず、この気仙沼のトイレトレーラー、サンドウィッチマンという芸人の方が寄附をしていると。気仙沼の担当に聞いたところ、寄附された車両、こちらは2,300万というようなものでございます。維持するのに年間90万かかるということで、かなりのランニングコストもかかるということもございまして、現状なかなかこういったものを町のほうで備え付けるというのは厳しいのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君） 先ほど言ったみたいに、我々も東日本大震災を経験して、水の給水で並びました。ちょうど神戸とかあっちのほうから来た給水車両に、向こうの作業衣を着た人たちが柴田町の住民のために一生懸命働いてくれるのを見て手を合わせる人もおりました、ありがたくて。そんなときに、はなみちゃんの書かれている花の町柴田なんていう給水車でもあれば、よっぽど宣伝効果があるのかなと。先ほどありました車両が高価である、保管場所、あるいは維持管理、もうこれなんかも、例えば寄附なんか募れば集まるのかななんて思ったりはしましたけれども、そちらのほうがよく現実的かなと思ったものでございます。

最後の6番目に、この補助資料ありました。皆さんのところに行っていると思います。これは、私、河北新報に載ってあったやつをただ打つてみただけのものだったんです。この補助資料にあった以外、あったところでも、すぐに給水とか、いろんな派遣されているんですけども、今現在でもまだ柴田町も出てこないんですけども、住民の方からすれば、あそこに載っている人しか分かんないです。柴田町で派遣していないの、行かないのというのが実際に私は聞かれたものですので、そのうち行くんじゃないとか、そういう話もありましたよとかあったんですけども、この補助資料以外にも、2月23日、白石市家屋調査員2人、2月23日、村田町罹災証明書発行2人、塩竈市、七ヶ浜、大衡村、3月になってからも続いていますけれども、柴田町は一向に出てこない。早急に派遣できない理由は何ですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 被災地への支援の派遣ということについてでございます。

支援の在り方については大きく2つの形がありまして、1つは、ゆかりのある市町村が直接支援に入るケース、それから県や国などを通して災害の派遣の要請を受けて出る場合と、大きく2つに分かれます。

今回、柴田町については今述べました後者、県からの派遣要請に基づいてエントリー、手を挙げて、それに対して県からの要請に基づいて出向くという形を取っておりまして、今回初めて決まったということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君） 2つ種類あって、新聞なんかでは、コウケイ、ケイコウ支援……何支援と言っていましたかね、いわゆる指定されたところに市町村が行くという支援の在り方と、それは大規模災害のときにはそうやって使って、わざわざ支援の内訳まで新聞には載っていませんけれども、職員の派遣は可能と回答できましたけれども、この派遣要請はありませんでしたというのは、これはなぜですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） なぜ柴田町に当たらなかったかというところまでは、県からの派遣の要請ということでございますので、その裏づけ調査はしておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君） 全国の自治体職員が被災地に入り支援を行っているという記事が載っていました。派遣から帰ってきた職員は、現地で得た教訓を次の備えに生かすとして、その次の備えで生かすというのが町民に還元されます。だからうちのほうで派遣するのだという。最近の3月1日の河北新報に、大崎市の保健師3人が帰ってきて活動報告されておりました。市長はそれを聞いて、そのことを糧にして大崎市での災害対策をより強く求めます。私はこれかなと思ったんですけれども、そういう派遣というのは、これからも今のところ計画はないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 被災地への派遣について、その意義といたしましょうか、今、吉田議員がおっしゃったとおり、そのとおりと私も考えております。

今回も派遣に当たりまして、派遣する者、総務課からピックアップして行ってくれないかということでお話ししましたところ、3割くらいは積極的に行きたいという形で返答をいただいております。そういうことからしても、派遣元としてもそういう心強い言葉もありますし、派遣すればそれなりに大きな糧を得て帰ってくるということもございまして、これから、先ほ

ど町長の答弁でもお話ししましたように、被害が甚大な状況でございますので、支援というのは、まだこれからも続くかなということも想定しながら考えていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君） やはり被災者に寄り添うというか、寄り添って得た教訓を我々がまたもらえるというようなものもありますので、ぜひとも派遣していただいて、寄り添っていただければなと思います。

带状疱疹について移りますけれども、川崎町のみで、7市町村の情報を得ておりますとありましたけれども、これは言えるのでしょうか。どこですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 情報を得ている7市町村ですが、多分同じように同時期、この時期に議会にかけているところもございますので、ただ、新聞報道で富谷市さんが載っておりましたので、富谷さんの情報は得ておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君） 検討していただいたんでしょうけれども、この趣意書にもあったとおり、いわゆる困った人には今回柴田町として臨時交付金助成させていただきましたけれども、何もない方もたくさんおられますし、そういった方々にはこのワクチン接種なんかはいいのかなということで、インターネットで带状疱疹助成というふうにして検索するとたくさん出てきます。私調べたところで、273自治体が既に助成を開始しています。そのうち230自治体は去年助成を始めています。そういう分析をしたのかという、この分析はしたのかという質問ですけれども、これどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 今、吉田議員おっしゃられたインターネットで見たというのは、多分、全国保険医団体連合会の地域医療対策部会が任意に作っている、市町村のホームページからいろいろ情報を得て作っている一覧だと思いますので、私のほうでも確認をしました。先ほど273の市区町村ということでご質問ありましたけれども、私のほうだと、その後、11月15日に何かまた未定稿で更新されていまして、そこでもちょっと増えておりまして、そこで314というふうなのを健康推進課のほうでは確認をしているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君） 100ぐらいまた増えているんですね。

大きい自治体でいうと東京都区市町村、私調べた中では42自治体、愛知県で31自治体、北海

道で30自治体、群馬県で26自治体、秋田県で16自治体、多いようなところなんですけれども。私2年前に一般質問したときには、愛知県では名古屋市だけだったんです。また、東北では、川崎ありましたけれども、秋田県能代市だけが1件だけだけれども、そこから随分増えているというようなものがあるんです。

先ほど増えていると言ったのだと富谷市もそうですけれども、富谷市の去年のホームページに匂わせているんです。ワクチン接種は、発症予防の重症化予防の観点から有効であると認識しております。全国においても助成制度を実施する自治体が増えていることや、費用負担が高額なことに鑑み、国の定期接種を待たずに今後費用の助成を行う方向で制度設計をしまいと、これ23年の、去年の11月頃、富谷市のホームページには出ていたんです。これ近いなと私は見ていたものですから、新聞に報道されました。50歳以上ということで、宮城県初と出ていました。初じゃないんじゃないかなと思ったんですけれども、川崎は65歳以上なので、50歳以上では初ということでした。

少しでも検討していただければいいなとは思ったんですけれども、先ほどの50歳以上だとか、肺炎球菌ワクチンのようにというのは、やればこのぐらいのものだったらできるのかなと、数%ですので、これからも検討はしていただけるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） ほかの自治体の、いろいろ答弁のほうでもちょっと申し上げましたとおり、調べたところ、対象者というのが、先ほどの全国自治体の調べると、本当に50歳以上というのがすごい多いです。そして、一番の50歳以上を対象とした場合の接種率をどのように見込むかというようなところをちょっと見てみました。そうしたら、やはり3%から5%がちょっと一番多いです。富谷市さんの記事を見ると、まさに2%から3%くらいの接種のかなと思います。

一番は、今、国のワクチン分科会のほうでも定期接種化に向けて協議をしているところで、ワクチンの何歳で打ったら効くのかということも注視しなければいけないなと思っております。一番そこでうちのほうでも、柴田町健康推進課においても定期接種化が一番、国のほうで決めてもらえれば、何歳からが定期接種の対象になるというようなことを決めてもらえれば、助成のほうもはっきり金額等も算出できるかなと思っておりますので、そこら辺注視してまいりたいとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君） どこの市町村も回答同じなんです。定期接種化すればやりますよと。こ

れはやらなきゃならないんですから、定期接種になれば。今は任意接種なので、最後の3%、5%言いましたけれども、名古屋では1%ぐらいですから、さほど受けない人は多いのかもわかりませんが、関心ある人はワクチンは受けます。

町長答弁でもありましたけれども、他自治体の実施状況の情報収集を引き続きやってまいりますと。どこかがやればやるつもりでいるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 実施するには、やはり町だけではできませんので、当然医療機関の協力も得なければいけません。いろいろそちらの先生方の意見も聞きながら検討していくというようなことになると思います。ほかの自治体が、ここがやったからということではなく、まずは町として医療機関の先生方の意見を聞きながらということと、町としての要は財政状況とかも勘案しながら検討していく。そして、国のほうのワクチン分科会等の協議結果のほうを注視してまいりたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君） 2年前、一般質問で私やりましたけれども、ほかの市町村でも徐々に増えてきておりました。先ほど富谷市はお話ししましたけれども、県北なんかの大きな市なんかでもできそうでございます。そして、それに付随すれば周りの市町村も入ってきます。それなんかも今年一年間、県内でどれぐらい増えるのか注視していただきたいと思っておりますし、一番最初の石を投げたのは柴田町から投げておりますので、ぜひとも検討していただいて、ほかの市町村が全部埋まって最後に手を挙げるんじゃなくて、ぜひとも健康寿命延伸のために、私も議員になりましたので、少しでも健康寿命延伸のために働いてまいりたいと思っておりますので、かえってご協力をお願いしたいと思う次第でございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて11番吉田和夫君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

14時55分再開といたします。

午後2時43分 休 憩

---

午後2時55分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番加藤滋君、質問席において質問してください。

〔6番 加藤 滋君 登壇〕

○6番（加藤 滋君） 6番加藤滋です。大綱2問、質問いたします。

**1問目、大地震による災害に備えて。**

令和6年1月1日午後4時10分ごろ、石川県能登半島を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、震度7を観測しました。この地震の強い揺れで、能登地方では古い木造建築物が軒並み倒壊し、また、ビルなども倒壊しています。さらに、地震による輪島市での大火災の発生など、大災害となりました。

多くの被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

インフラにも甚大な被害が発生し、電気・水道・道路など生活に不可欠なすべてが影響を受けました。避難者も多数に上り、避難所に入れない方や車中泊の方、農業用ビニールハウスに避難している方もおり、大変な状況にあります。

2月1日付け河北新報によると、1月31日現在、能登半島地震で確認された死者は238人となり、安否不明者は19人となっています。確認された住宅被害は計4万6,294棟に上り、現在も1万4,643人が避難生活を送り、そのうち9,557人が今も体育館や集会所などの一次避難所に身を寄せています。ライフラインでは、1か月が経過してやっと電気が9割程度復旧したようですが、いまだに飲料水の復旧にめどが立っていない市町が多数あります。道路寸断などによる孤立集落となった地域には、災害救助の自衛隊が入り、避難することができました。また、インフラの被害により、環境が厳しい被災地の避難所から1.5次避難所や二次避難所への整備も行われ、さらには災害住宅の建設も行われ、順次入居が進んでいるようです。

1月17日付けの河北新報によると、政府の地震調査委員会は1月16日までに、日本周辺の海溝などで予想される大地震の発生確率を更新し発表しました。マグニチュード7.4前後を想定する宮城県沖地震（陸寄り）の30年以内の発生確率は、昨年「70%～80%」が「70%～90%」に引き上げられたと報じられました。地理的な環境は異なりますが、能登半島地震と同程度の地震が予想されると考えると、深刻な事態に備える必要があります。

そこで、能登半島地震を教訓に、今後予想される宮城県沖地震に備えるための取組について、伺います。

1) 大地震による大規模災害が発生した場合、災害対策本部設置までに要する配備体制や勤務時間外における参集時間等ほどの程度を想定しているのでしょうか。



2) 大地震が発生しインフラに大きな被害が生じた場合、その復旧体制はどのようになっていますか。

3) 災害対応には自助、共助が必要と言われますが、各行政区の自主防災組織に期待されることは何でしょうか。

4) 大地震に対する家庭での防災について、どのように周知していますか。

5) 避難所の開設と、ペットの同行避難や同伴避難はどのように考えていますか。

6) 大災害になった場合に備えて、仮設住宅の建設予定地は想定していますか。

## 2 問目、高齢者の孤独死を防ぐためには。

近年、核家族化や少子高齢化が進行し、高齢者が独り暮らしするケースが増え、社会問題化してきています。令和5年版高齢社会白書によると、日本の65歳以上の人口は、令和4年10月1日現在3,624万人で、高齢化率は29%となっています。また、高齢者世帯のうち、独居（独り暮らし）世帯は742万7,000世帯で高齢者世帯の28.8%を占めており、高齢者の約3人に1人が独居となっています。そのような状況の中、高齢者の孤独死が年々増加し、深刻化しています。孤独死のリスクが高い人の特徴として、独り暮らしであるという点が挙げられます。ご家族や配偶者がいない独り暮らしの場合、病気やけがをしても誰かに気づかれにくく、自宅で倒れても助けを求められないまま、亡くなるというリスクが高まります。

1月31日、槻木西1丁目で高齢の男性が亡くなった状態で発見されました。3日分の新聞が郵便受けにたまっていたことから、死後3、4日くらい経過していたそうです。88歳でしたが普段はとても元気だったとのことでした。もし、近所に独り暮らしの人がいて一、二日見かけなかったとしても、不審に感じることは少ないかもしれません。

孤独死を防ぐ取組としては、独り暮らし高齢者への民生・児童委員による定期的な訪問による安否確認や地域の見守り活動などが挙げられますが、訪問タイミングなどに難しい点があります。高齢者の孤独死を防ぐためには、これまで以上に生活への支援が必要とされますが、町や地域での対応について伺います。

1) 高齢者の独り暮らし世帯について、町での直近の状況はどのようになっていますか。

2) 孤独死の実態について、過去5年間の状況はどのようになっていますか。その内、高齢者が占める割合はいかがですか。

3) 孤独死を防ぐためには、行政と地域が一体となり様々な対策が必要となります。そのためにはどんなことが重要と考えますか。また、町はどのような対策を取っていますか。

4) 孤独死を防ぐ一つの対策として、見守り家電があると思います。独り暮らしの高齢者を

抱える家族の安心感につながるとは思います。その周知や支援についてはどのように考えますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 加藤滋議員の大綱2点ございました。

大地震による災害への備えでございます。6点ほどございました。

まず1点目、大規模地震発災時については、全職員に配付している職員災害初動マニュアルに沿って行動することとしております。県内で震度5弱以上が観測され、被害が確認された場合には直ちに災害対策本部を設置することになり、職員の配備編成については、被害状況に応じて1号配備から3号配備の編成を執ります。

1号配備の場合は、本部員の各部長、副部長となる課長などのほか、避難所対策部となる生涯学習センターの館長、全課の班長職及び都市建設課など事業課の職員での態勢を執ることとなります。続いて、震度5強の場合には、2号配備となり、1号配備の態勢に主幹職の職員が加わり、震度6以上の場合は、3号配備となり原則全職員での態勢を執ります。

また、勤務時間外や休日であっても、参集手順や連絡手法を当該マニュアルでは示してあり、参集時間については職員は速やかに参集することとしており、災害発生から1時間以内に本部員会議を開催し、状況の把握、対策指示等を行うこととしております。

2点目、いずれも、柴田町地域防災計画に沿った、ライフライン施設等の応急復旧に努めることとなります。

発災後は直ちに、それぞれ所管する施設や設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を的確に把握し、二次被害の防止、被災者の生活確保を優先に、必要な要員及び資機材を確保します。また、災害協定に基づいて防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連絡を図りながら機動力を発揮して、迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じて広域的な応援態勢を執るように努めることとしております。

3点目、自主防災組織は、共助として地域の核となる位置づけであり、地域住民の命を守るために重要な役割を担っています。

近年は、災害リスクの増大や少子高齢化の進展が地域社会の安全確保に大きな影響を及ぼしております。さらに、地域ごとに異なる地理的特性や課題を行政が一律に取り扱うことは困難になっております。

そのため、地域においてふだんから、地域の安全確保については自主防災組織がそれぞれ自分事として落とし込み、問題解決に取り組む必要があります。

その基本は、ふだんから地域の住民と交流することで、いざ災害が発生した際に、互いに助け合うことができる関係性を築くことが非常に重要であると同時に、一人一人が防災意識を高め、自主防災組織に積極的に参加することで、自主防災組織ごとに災害に強い地域づくりとなることを期待しているところでございます。

家庭への防災でございます。

まずは、全戸配付している防災マップにおいて、地震対策や非常時持ち出し品等について周知しているところです。また、町のホームページにおいても地震防災マップや地震への備えについても掲載しています。

あわせて、火災予防運動や各種防災訓練及び消防団の演習等については、町の広報紙やホームページ、防災情報については、LINEや防災ラジオ等を活用して周知に努めています。

なお、町で実施している出前講座の防災分野にわたる講座について、行政区や自主防災会から講座開催の要望があれば積極的に出向き、避難先や避難ルート及び家族との連絡手段を含めて作成するマイ・タイムラインの有効性や作り方などを通じて、ふだんから防災意識向上に努めているところでございます。

ペットの同伴でございます。

最初に、ペットの同行避難とは災害が起きたときに、飼い主とペットが同行し安全な避難所まで避難することを意味し、同伴避難とは、ペットと一緒に避難した上で、被災者が避難所でペットを飼育管理するという状態を意味するものです。ただし、同伴避難については、指定避難場所等で飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意することが必要です。

現在、町で指定している優先避難所については、次の3つの理由から、受入れできないことを説明し、理解いただいているところです。

1つに、避難所には限られた収容能力があることから、ペット同行は、人々の収容を制限する可能性があること。

2つに、避難所に入るような人の中には、ペットに対するアレルギーがある人や健康上の理由でペットに近づけない人がいる可能性もあること。

3つに、ペットを避難所に連れていくと、衛生面での問題が生じる可能性があり、特に、犬や猫の排せつ物管理の清潔保持の問題があることなどです。

しかし、時代の変容とともに、ペットに対する考え方や捉え方が変化してきていることも感じておりますので、今後とも、これらの諸課題の解決に向けて検討してまいります。

仮設住宅でございます。

今回の能登半島地震のような大規模災害時には、災害救助法が適用されることとなり、実施主体である都道府県が被災者に対して、応急仮設住宅を供与することになります。

応急仮設住宅については、新たに建設することによって提供される応急住宅と、民間の賃貸住宅等の借り上げによって被災者に提供される、みなし仮設住宅の2種類があります。

町としては、現時点で県に提供することができる仮設住宅の候補地として、町総合運動場のほか1か所を報告しております。過般、県の担当者が直接候補地を訪れ、建設の可能性について現地調査を行ったところです。

なお、柴田町においては新たに建設することができる候補地として、面積的にも適した土地が少ないことから、民間の賃貸住宅を借り上げて提供する、賃貸型応急住宅が現実的であると考えており、その際には、町としても情報提供に努めてまいります。

大綱2点目、孤独死の関係で、4点ほどございました。

本町の高齢者のみ世帯は増加傾向にあり、民生委員・児童委員に依頼して毎年実施している高齢者実態調査では、令和5年3月31日現在、在宅の65歳以上高齢者の独り暮らし世帯は1,435世帯となっております。

実態調査時には、緊急時の連絡先を把握するための高齢者状況台帳を作成し、町で管理しております。安否確認などの相談があった際の親族への連絡や、関係機関への情報提供などに活用し、適切な支援につなげております。

2点目、孤独死に関する確立された定義は存在しておりませんので、町では、実態把握のための独自基準として、受理した死亡届の死亡日時に推定と記載されたもので、かつ、住民基本台帳上、単身世帯であるものを孤独死として捉えております。

過去5年間の状況につきましては、平成30年度が15件中、高齢者11件、令和元年度が15件中、高齢者が13件、令和2年度が14件中、高齢者13件、令和3年度が15件中、高齢者10件、令和4年度が16件中、高齢者10件となっております。

3点目、孤独死を防ぐ対策です。

孤独死を防ぐためには、生活状況の異変をできるだけ早く察知し、迅速な安否確認につながるような地域における見守り活動が重要であると認識しております。対策としては、1つに、民生委員・児童委員による、日頃からの独り暮らし高齢者等への見守り活動があります。2つ

に、町内郵便局及び大河原郵便局との包括連携協定をはじめとし、民間事業者が事業活動を通じて高齢者等の異変を発見した場合の連絡、支援体制の構築に努めております。3つに、独り暮らしの高齢者が急病や事故等のため緊急に助けを必要とする場合、町が委託する警備会社へ通報し、あらかじめ登録された協力員により速やかな救援を行う緊急通報システム事業を実施しており、令和6年1月末現在で48人の高齢者が利用しております。

緊急通報システム事業については、主に民生委員・児童委員へ周知しており、ほとんどの方が民生委員・児童委員や地域包括支援センターからの紹介で利用につながっている状況です。今後は、より多くの独り暮らしの高齢者に利用していただけるよう、周知方法の工夫や利用しやすい運営方法の改善に努めてまいります。

4点目、見守り家電でございます。

電気ポットや冷蔵庫、エアコン、電球などの使用状況により、異変時に連絡が届く見守り家電は、利用する高齢者はもちろん、離れて暮らす家族、地域の皆さんの安心感につながるサービスであると認識しております。しかしながら、家電による見守りサービスは、対象機種が限定されていることや、利用料がかかるため、金銭的負担の問題もあります。確かに、見守り家電には、家電の利用状況から異変を検知するサービス機能はありますが、一方で、利用者本人が異変を感じたときに発信する機能を備えていないという問題もあります。孤独死を防ぐためには、当町で実施している緊急通報システムのほうが有効性は高いと考えております。今後は、他の自治体の活用事例などの情報を収集しながら、その必要性について検討してまいります。

以上でございます。

職員が集まるのは町内で震度5弱以上の場合でございます。何か県とってしまいました。

○議長（高橋たい子君） 加藤滋君、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） それでは、大地震の備えのほうからでございますけれども、今回の町長の施政方針の中にも、能登半島地震に触れられております。その内容ですけれども、改めて自然の脅威に畏怖の念を抱き、災害に対する備えを怠ってはならないことを思い知らされたと思いました。町では、災害発生時の体制や対応について、先ほどご答弁いただいたように、十分検証や検討などなされていると思います。改めて幾つか確認をさせていただきたいなというふうに思います。

町内で震度5弱の地震が観測され、被害が発生した場合、災害対策本部を設置して1号配備をしくと。地震の揺れの強さにより2号配備、3号配備となりますけれども、その内容についても先ほどご答弁いただきました。勤務時間中であればすぐ災害対策本部を設定することもで

きると思うんですが、勤務時間外、土曜、日曜とか、そういったとき、また、夜間ですとか、そういったとき、それぞれの職員初動マニュアルというものがございまして、そのマニュアルに基づいて各課で参集をするんだというふうにありますけれども、その内容についてもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今、職員の災害初動マニュアルについてのお問合せございました。現物につきましては、このぐらいの大きさのものでございます。ポケットにちょっと入るような感じでございますが、これの大本は地域防災計画、そちらの中から抜粋をして、職員に必要な条項について書いてあるというものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 勤務時間外の場合ですけれども、大規模な災害が発生した場合には、当然職員の方たちも被災者になる可能性が高いわけですけれども、そういうときには、役場まで参集する時間というのはそれぞれにかなりかかるケースもあるだろうし、近い方ほど早めに集まれると思うんですが、その辺は、近場とか、遠い地域の方とか、どのような対策というか、考えでおられるかお聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 職員の初動の態勢についてのご質問でございました。

このマニュアルのとおり、地震の揺れを感じて、それぞれの震度に応じて、対応する職員は近い遠いにかかわらず全ての職員、5に应ずるですね、は役場に向かいます。発災後1時間以内に、おおむね1時間に会議を開くというような町長答弁もございましたが、その1時間の会議に間に合わない方、もちろん近い方でも自宅が被災しているとか、様々な理由があると思いますが、間に合わない方は次級者がその会議に参加をするというような形になってございます。とにかく地震が来たら役場に集まるというのが職員の態勢でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 災害対策本部ですけれども、地震の程度により大変だとは思いますが、能登半島地震のようなものを見てしまいますと心配しちゃうところがあるんですが、災害対策本部を開くには職員、幹部の方々、最低でも何人くらいが必要だとお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 町長答弁にありましたように、例えば5弱の場合につきましては、本部長、あとは副部長、課長と対策本部の館長等というふうになってはいますが、おおむ

ね庁議メンバーの23名前後ということになってございます。

○議長（高橋たい子君） 加藤滋君、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） ありがとうございます。

それでは、次のインフラの被害でございまして、ご答弁いただいたとおりでと思うんですが、大地震の災害対策訓練なんかも行っておりますので、大体の様子は分かるんでございますけれども、電気とか水道はそれぞれ事業者というのは決まっていると思うんですが、例えば道路関係、大規模になった場合、国道、県道、町道がございまして、町道の復旧体制というのは具体的にはどうなっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 町道の復旧での体制でございまして、まず、災害が発生しましたならば職員が参集するということになりまして、そこから災害の状況調査がまず必要になります。各箇所、町内パトロールしまして災害の状況の調査をいたします。それで、その調査の後に、実際には通行ができないというような箇所もあろうかと思っておりますので、そういった場合には道路の通行止めの措置、そういったものはまず必要になってまいります。そこが第一ということになりまして、その後に工事の必要な箇所の把握ということになってまいります。その流れで行いますけれども、実際には、今度災害の箇所の報告ということも必要になってまいります。単独費で復旧というのはまずできないということになってきますので、災害に該当する国の補助をいただくためにも、その調査ということがまず前提ということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 河北新報ですけれども、3月1日付の内容でございまして、能登半島地震は3月1日で発生から2か月となったと。石川県の住宅被害は7万5,421棟に上る。これは1月末時点から大きく増えているわけですが、被害状況の確認が大分進んできたということです。それと避難者ですけれども、2月末時点で1万1,449人が避難生活を送っているんだと。それと断水ですけれども、まだまだ大変な状況で、約1万8,880戸で続くというふうにありました。

断水がこれだけ長ければかなりの生活に困るんだというふうに思いますけれども、町の地域防災計画の中の地震防災緊急事業五箇年計画の対象事業の範囲の中に、井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、その他の施設または設備があります。私が令和5年6月会議で井戸の整備について質問をいたしました。その内容ですが、多くの自治体で災害時協力井戸の登録制度を実施しています。これは大規模災害時に生活用水（飲料水以外）として可能な範囲で近隣の

方々に提供する制度ですが、本町でも導入する考えはありませんかと質問いたしました。答弁は、飲み水の給水体制は対策を講じており、協力井戸の登録制度の実施は難しいと考えているとのことでした。残念ながら、飲み水以外の生活水の確保に向けての答弁はございませんでした。能登半島地震で被災された住民の方々は、飲み水以外の生活水の確保に大変困ったようでございます。そこで活用されたのが井戸水だったとのこと、マスコミでもそういう報道がなされております。トイレや洗濯用水などとして使え、大変助かったそうですが、これ再度井戸水について検討することはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 井戸水に関する検討というお問合せございました。

前回もお答えしたかと思うんですけれども、井戸水の維持管理とそういったものに関する検査やら、そういったものがかかるという話をさせてございました。また、井戸水は地震で、地下水から出てくるものですから、逆に地震でかれるというような場合もございます。そういった観点から、まさに能登半島の、今、議員がおっしゃった新聞記事等によると、そういう井戸が活用できたという話があるんでしょうけれども、まだまだ教訓とか、そういったのが集まってきていないという状況なので、いまして能登半島の教訓と実際の現場どうだったのかというのを見ながら、調査する価値はあるのかもしれませんが、井戸水に関する生活水の利用という点では、各ご家庭でローリングストックで持っていていただいている飲料水の活用とか、または自助の範疇であります風呂の水は抜かないとか、そういったところのやりくりでやっていただければというふうに考えるところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 2月20日付の河北新報ですけれども、石川県輪島市や珠洲市など8市町で、災害時に井戸水を使う計画が事前に整備されていなかったと。8市町の地域防災計画では、緊急水源として井戸水の確保に努めるなどとしていたが、具体的な制度づくりには至っていなかったと。このため制度づくりの必要性が高まっていると思うということで、この点ではどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今、議員から聞いた中では、必要性はあるのかなとは思いますが、我が町にそういったものが必要かどうかというのも含めまして、今後も検討していければというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。



○6番（加藤 滋君） 私の知っている限りでも、私の自宅周辺にも何か所かの井戸がございまして、実際使っている方もいれば、井戸水は出ているというところもございまして、ひとつもう少し前向きにご検討いただければというふうに思います。

それから、自助、共助のところでいきますと、自主防災組織、各行政区、発電機が2台配備されていると思うんです。この発電機なんですけれども、日頃メンテナンスというのはそんなにしていないんじゃないかなと思うんですが、少なくともその発電機は回せば回せるというか、動ける状況になっているのか、そういうことは調べたことはございますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 発電機の状況についてのお尋ねでございました。

町としては、積極的に各防災倉庫に行ってそういったものを調べているということはありませんが、自主防災組織における防災訓練や防災講座で行ったときに区長さんからいろんな話を聞きます。そういった伺った中で、今のところ発電機が動かないよというようなお話をされている自主防災組織のほうはございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） それと同時期に貯水タンクですか、水タンクも配備されていると思うんですけれども、その状況は今どうなっているのか把握しておられますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 貯水タンクにつきましても、それぞれの自主防災での管理をいただいているという状況でございますので、これまでに毎年報告をいただいている中で、貯水タンクに関する不具合等に関することについては聞いていないという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 自主防災の協議会ございますので、その中で今のはちょっとご確認をいただきたいなと思っているんです。というのは、私の経験からも、発電機、毎年の防災訓練のときに回そうと思ってやるんですけれども、2台あるうち1台しか動かなかったとか、エンジンかからなかったと、そういうのもありますし、燃料となるガソリンも何年も多分携行缶に保管しているんだろうけれども、それがどうなっているのかということもありますし、貯水タンクも水入れっ放しで、東日本大震災からもう13年たつわけですので、そのままということはまずないと思うんですが、その辺も含めてご確認をお願いしたいなというふうに思います。

それと家庭での防災関係、町ではいろんなことをやっておられるので、その中から1つ、町で昭和56年5月以前の建物というのは旧耐震基準なので、木造住宅の耐震化診断や改修を進め

ていると思います。能登半島地震による倒壊死というのは9割だったというふうに言います。町での対象となる木造住宅は、令和5年1月31日現在で4,782棟だったと。令和4年度で耐震化診断されたのが16件、改修工事が6件、令和5年度はちょっと確認していないんですが、診断が16件で改修工事6件、4,782棟の中で。この件数はどのように感じますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 家屋の改修に関するお尋ねでございました。

まさに今朝NHKを見ていたら、静岡だったと思います、そちらのほうで、耐震診断をして要改修という結果が出ているんだけど、改修できないという高齢者宅のおばあちゃんが話ししていました。補助は100万もらえるんだけど、その屋根を直すのに200万かかると、100万出せないんだと、どうすっぺななんていう番組でございました。まさにそのことで、耐震化が必要だという中で6件しか進んでいないというのは、そういった費用面というのが大きく考えられるのかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） そのとおりだと思うんですけども、耐震化診断がまだ十分に進んでいないというのは、やはり費用がかかるからだろうななんて思うんですけども、耐震化診断、一般的な、例えば100平米程度のうちでしたら、どのくらい診断料金はかかるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 毎年度になりますけれども、耐震診断の助成を行っております。議員もご存じだとは思いますが、診断をする費用といたしましては14万8,000円ほどということにはなっているんですけども、そのうち個人に負担をいただいておりますのが8,000円程度ということになってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 診断で、個人が8,000円負担ですか。業者に支払うのは、もう、例えば何万か、10万かするんでしょう。どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 先ほど申しましたとおり、診断自体には15万円弱ぐらいかかりますので、それに対しての補助ということで行っておりますので、ですので、正確な数字、申し訳ないんですけども、14万円ほどは助成をしております、個人の負担は8,000円程度ということになっているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 分かりました。大分補助率が多いですね。ありがとうございます。

改修については、いろんな工事内容があるんでしょうから、これの助成もされていますよね。幾らの助成でしたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） あくまで耐震改修の工事を行う際にはリフォームの工事も伴うということが一般的でございますので、その際には1件当たり100万円の補助をしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 分かりました。

費用かかるし、補助も結構あることはあるんですが、件数がもうちょっと、木造住宅の耐震化診断なり、多ければというふうに思っているんですが、これ周知というのは、通常のお知らせ版とか、町の広報紙とか、そういったものでやっているんでしょうか。ホームページですか、あとは。いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 加藤議員おっしゃるとおりで、町のホームページ、それからお知らせ版に掲載をしまして、募集をしていたということにはなるんですけども、職員自らが、町内全域ということにはならないんですけども、毎年度エリアを定めまして、100軒程度は個人宅をお伺いして、いかがでしょうかということでPRをしているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 職員の方が回って歩くことも大変だと思うんでしょうけれども、対象の家主さんに文書とか手紙とか、そういうので案内する方法も一つかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 先ほどお話をいただきました耐震基準が旧耐震基準のご自宅となると、なかなか場所の特定が難しいので、そこまでは行ってはいないんですけども、実際に耐震診断を行っていただいておりますので、そのご家庭には必ず改修の助成もしておりますということで案内をしているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 次に、ペットの同行避難、同伴避難なんですけれども、皆さんご存じのとおり、町の避難所にはまだまだハードルが高いんだというふうなことでご答弁もいただいたんですが、福島市では、令和3年9月1日から飼い主とペットが同じ部屋内もしくは同じ建物

内に避難できるペット同伴避難所を開設しましたというのが検索したら出てきたんですが、これはご存じだったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 申し訳ございません。ちょっと承知しておりませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（加藤 滋君） いろいろ条件があるんですけども、そういう同伴避難専用の施設の中にペットをケージの中に入れて同伴してくださいよという条件とか、福島市では、そういうこともやり始めている自治体もございますので、ペットの飼い主と一緒に避難できないというのは能登半島地震でも大分問題になりましたので、検討をお願いしたいなというふうに思っております。

2つ目の質問、孤独死のほうに入りますけれども、町での緊急システムがあると。それから老人福祉電話貸与事業というのもございます。これは2台の貸出しがあるんですけども、貸与あるんですけども。これ以外に、いわゆる人的な見守りですとか、そういったところで頼りになる民生・児童委員さんの見守り訪問と、体調に変わりはないかとか、何か困ったことないかなど安否確認をしているようですけども、この民生・児童委員さんは、何かルールで訪問頻度とかって決まっているのでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 民生委員さんの見守りというところのお話だと思います。

民生委員のほうで、定期的に民生委員・児童委員の協議会、そちらのほうで情報共有、情報連携しているところです。見守りについては、各地区の状況等も異なりますので、そこで何かしらのルールを決めているというところはないんですが、常に見守っていただけていると町のほうでは認識しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） やっぱり、確かに平日頃から見回っているわけでもないし、例えば地域の方々も、よく洗濯物が干しっ放しだとか、電気つけっ放しだとかという、そういう見守りもしているようなんですけども、タイミング的にも非常に難しい部分があるということで、地域の見守りにも限界があるんだなというふうによく話は聞くんですけども、町での協定としては、見守りという意味では郵便局ですとか、昨年でしたか、佐川急便と提携を結んだということもございます。

質問書にお書きしました槻木西のケースなんですけれども、最初におかしいなと、不審だな

と思った方がいらっしゃるしまして、これは定期的に商品をお届けする配達員の女性だったんです。1月31日に亡くなっているのを発見されたんですが、その前の日、1月30日に定期配達に行ったところ、玄関が開いていてテレビもついているんだけど、返事の声もない。不在なんだなと思って、おかしいなと思いながら次の日、いわゆる1月31日も行ってみたと。そうしたら同じ状況だったんで、これはおかしいんじゃないかなというんで近所の方に声をかけた。そうしたら、近所の方から区長さん、役場ですとか、そういった方々に連絡して、区長さんがお巡りさん呼んで家の中に入ってもらって確認したと、そういう経緯だったようです。この方は独り暮らしだったんですが、緊急連絡先は民生委員さんが把握しておりまして、すぐ仙台のご長男の方に連絡することができたということでした。

ここで思ったのは、こういう民間の定期的な配達をするような会社ですとか、例えば食事、配食サービスする会社ですとか、そういったところとの連携というのは、想定というか、考えられないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 見守りというところでは、やはり様々な機関と見守りの、たくさん見守りをできるところを増やしていければいいのかなと思うんですが、今、配食というところのお話ありました。様々な協定、答弁書のほうにもございますが、結んでいるところではあります。例えば新聞とかのほうもあります。河北新報の販売所のほうとか。あと銀行です。仙台銀行、仙南信金、あとは七十七のほうの銀行さんとも協定を結んでいる状況。そういう見守りに関する部分、様々な分野でつながっていければ、これからもたくさんそういう部分で広がっていければいいのかなとは感じております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 最後に、見守り家電なんですけれども、実用性がどうなのかというのはいろいろあるんでしょうけれども、各電気メーカーといえますか、家電メーカーでいろんなサービスを行っているということで、それ相応の費用もかかるんですけれども、月額1,080円ですとか、これは幾らだっけかな、購入は1万以上かかるんですけれども月額は550円ですとか、いろんなサービスがございまして、私、大手家電電気屋さんに行って、こういう見守りサービス、例えば冷蔵庫につけるような機器って売っているんですかと聞いたところ、取り扱っていないと、メーカーさんに聞いてくださいというふうに言われまして、大手家電販売店では駄目なんだなと分かったんですが、こういったものも用意はするんでしょうけれども、先日というか、2月12日の河北新報にあったんですが、塩竈市の件ということで、見守り機器の設置費用助成

の対象や金額を拡充するほか、配食サービスの対象を拡大すると、こういう新聞の記事があったんですが、こういったほかの自治体もございますので、柴田町では考えられないのか、検討できないのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 見守りに関する支援の市町村の取組というところですか、支援事業というところ、今、塩竈市お話ございました。私のほうでも塩竈のほうは把握していたところだったんですが、やはり見守りという部分でいろんな種類がございます。駆けつけまで含んだサービスとかになると、少しやはり利用者の負担ですとかが増えるという部分があるので、やはり利用する方の家庭の状況、また、体の状況とか、そういったところをいろいろ考えての利用ということにはなると思うんですが、恐らくそちらの見守りだけでなく、駆けつけのほうのそういった部分もサービスができるということで、その本体、要は機器ですね、緊急通報の機器、町でやっているような緊急通報システムのような機器、そういった場合を取り付ける場合、ご自身で取り付ける場合に、その機器に対して一定の補助をするというところの内容だと思うんですが、あとは議員さんおっしゃるような家電、見守りの家電というところ、実は、先ほど550円とかというお話ありましたけれども、様々な電球とか、あとは冷蔵庫にぺたっとつけておくようなだけで生活リズムが分かるような、今どンドン、かなり利用料とかも安くなっている状況です。前と比べて大分安くなっている。あと例えば、やっぱりそのご家族の状況とかにもよるとは思うんですけれども、アプリとかで常時状態が分かるというんですか、生活リズムとかも含めて分かるような中身になっておるようです。

なので、その利用に関しては、そういった、確かに見守りなのであれなんですけれども、見守られる方のプライバシーとか、そういうところもあると思うので、やっぱり監視カメラとか例えばついていけばやっぱり抵抗ありますし、それをどう感じるかというのも非常に大事な部分だと思うので、その辺はご家族で判断していただくところになると思うんですが、その辺の市町村の取組というのは、今後ともいろいろ確認していければいいのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 課長答弁なんですが、質問については、検討できないかという質問だったように思うんですが、これから検討していくということなのか、その辺ちょっとはつきりとおっしゃっていただければ。

○福祉課長（佐藤 潤君） 申し訳ございません。

やはり財政的な負担というところでは、その辺の見守り家電の中身とかも含めた検討が必要だと思います。当然財政的な負担もありますので、その辺も含めて検討させていただければと

思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○6番（加藤 滋君） 独り暮らし高齢者を抱えるご家族にとっても、やっぱり非常に安心感を  
得られるような対策だと思いますので、ひとつご検討をお願いをいたしまして、以上で質問を  
終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて6番加藤滋君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時52分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを  
証するためここに署名する。

令和6年3月4日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 9番 平 間 幸 弘

署名議員 10番 桜 場 政 行